



しべつ SHIBETSU 4 広報 2021 (令和3年) Vol.650

海・山・川・大平原がおりなす 感動の大地・しべつ 標津町



学び舎での思い出を胸に

北海道標津高等学校第67回卒業証書授与式が、3月1日、同校体育館で行われ、50人の卒業生に森田泰史校長から卒業証書が授与されました。新型コロナウイルス感染症の影響で来賓などが制限される中での開催でしたが、卒業生は一人ひとり、晴れやかな表情で証書を受け取っていました。また、卒業生に贈られる精励者表彰では、特別賞として、全日本リコーダーコンテストに出場した吹奏楽部の高橋明日香さん、防災減災活動に取り組んだ生徒会の藤森柚花さん、多田春菜さんが受賞しました。



令和3年度 町政執行方針

必要な施策を停滞させず、確実に実行

3月9日、第1回標津町議会定例会が開かれ、この中で、金澤町長が令和3年度のまちづくりの基本となる「町政執行方針」を述べました。

町政に臨む基本姿勢と、予算編成などの内容をご紹介します。



町政執行方針を述べる金澤町長

一. はじめに

令和3年標津町議会第1回定例会が開催されるに当たり、令和3年度の町政に臨む基本的な考え方を申し上げ、町民の皆さまならびに町議会議員の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、昨年12月定例議会において申し上げましたとおり、任期満了をもって退任する決意をし、本年6月、町長としての任期が満了いたします。

平成17年に多くの町民の方々よりご支援をいただき、4期16年の長きにわたり、町政の舵取り役という重責を担わせていただきました。

この間、町議会議員の皆さまをはじめ、多くの町民の皆さまの支えがあり、職責を全うできたものと強く感じており、心から感謝を申し上げます。

本町の置かれている状況は、終息のめどが付かず、猛威を振るっている「新型コロナウイルス感染症」、

未曾有の大不漁に陥っている秋サケ漁業が、町内経済にかつてない大きな負の影響を及ぼし、そして、先の見えない事態が、一層の深刻の度を深めているのであります。

加えて、一昨年7月に惹起した「町職員の自死事故」も同様でありまして、町の為政者として、改めて深くお詫び申し上げる次第であります。

本年は申し上げましたとおり町長改選期でありますことから、本議会におきましては、本町を取り巻く情勢と当面の対応、ならびに骨格予算を基本に編成いたしました令和3年度当初予算案の概要について申し上げます。ご理解を賜りたいと存じます。

二. 取り巻く情勢と当面の対応

〈基幹産業への対応〉

本町の基幹産業のうち、

酪農業につきましては、令和2年度も平成28年度から5年連続で10万トン台を超える生乳生産が確実となっており、また生産額においても、過去最高を記録した昨年(139億円)とほぼ同額の130億円代後半となる見通しであります。

今後、本町農業の発展の持続性を確実なものにするためには町・農協が連携し、国策、道策を積極的に導入した農業生産基盤の整備などの着実な実施が重要であり、更には農業者を取り巻くソフト面についても、きめ細かい対策を講じていかなければなりません。

一方、水産業では昨年、ホタテ漁は1万トンの大台まであと一歩まで迫り、過去最高の年間水揚量を記録しましたが、本町の大宗漁業である秋サケ漁は漁獲量、漁獲金額ともに昭和45年以降の50年間で最低を記録し、大変厳しい状況とな

りました。

本町の水産加工業界は、主要資源である秋サケの大不漁だけではなく、加工商材のサンマやイカなどの不漁、ロシアトロール船による乱獲も相まって、加工原料の不足と高騰が続いております。また、加工従業員の確保も容易ではなく、加工業界は依然として厳しい環境下にあります。

基幹産業は、家庭に例えますと、一家の大黒柱であるといえます。

基幹産業の永続的な振興、発展なくして町の存立はありえませんし、福祉や教育などの施策の充実はありません。

このため、伸びしろのある分野（酪農）は、一層その充実を図り、一方、低迷・衰退している分野（秋サケ漁業）には、これぞという有効な対策を見出し、思い切った財政投下が必要であると考えております。

基幹産業の対策につきましては、関係団体との連携のもと、時宜になかった施策を講じるものとし、関係予算は年度当初から計上させていただきますましたので、ご理解くださいますようお願いいたします。

〈コロナ禍における経済対策〉

新型コロナウイルス感染症に関する発表が、初めて厚生労働省より公表されたのは昨年1月のことでありますが、1年を経過してなお世界中で猛威を振るっており、感染終息はまだ見えません。

この間、飲食・旅館業をはじめとして、町内事業者は大きな打撃を受けており、先述の秋サケ不漁と併せ、深刻な課題に直面しております。

長丁場が予測されるこの局面を乗り切り、かつこの賑わいを取り戻すため、国の支援を最大限に生かしつ

つ、町内需要の喚起対策等について事業者の皆さまとともに知恵を絞ってまいります。

〈人口減少への対応〉

本町では、人口の減少と産業経済の減退への対策として、平成26年度に「人口減少時代に挑戦する政策パッケージ」（以下「政策パッケージ」）を策定し、「子育て」、「定住・移住」、「産業・経済」に関する取り組みを実践しています。

この取り組みを始めてから7年になりますが、開始をしてから人口減少に一定程度歯止めがかかるなど、政策の効果を感じているところがあります。

「政策パッケージ」につきましては、今後も政策の効果や時代の変化に合わせ内容を進化させたうえで、引き続き取り組んでいく必要があると考えておりますことから、これまでの

事業を継続するものとして予算計上させていただきますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

三．新年度予算案の概要

〈予算規模〉



サームンパーク施設完成予想図

令和3年度当初予算につきましては、継続的な経費を主体とした骨格予算を基本としながらも、基幹産業の対策といった停滞させることのできない施策は、当初から予算計上させていた

だいております。

一般会計の予算規模は、サームンパーク施設整備事業や旧焼却場解体工事の実施により、前年度当初予算比11・6%増の70億800万円とし、これに特別会計と病院会計を合わせた全会計の予算規模につきましては、前年度当初予算比9・4%増の105億7,636万円とさせていただきますました。

会計別では

◆一般会計

70億800万円
対前年当初比

◆特別会計

24億3,586万円
対前年当初比

9・7%の増

(病院会計を除く会計)

◆病院会計

11億3,251万円
対前年当初比

2・7%の減

※詳細は6ページ以降をご覧ください。

〈歳入〉

一般会計の歳入の大宗を占める地方交付税は、令和3年度地方財政対策の概要によりますと、新型コロナ

ウィルス感染症の影響により地方税等が大幅な減収となる中、地方公共団体が行政サービスを安定的に提供しつつ、防災・減災、国土強靱化の推進などの重要課題に取り組めるよう地方交付税の原資を最大限確保することとしており、前年度を上回る交付税総額が確保されたところであります。

しかしながら、令和2年度実施の国勢調査による人口減少分を加味しなければならぬなどマイナス要因もあり、確実な予算額を計上する必要があることから、新年度の普通交付税は、前年度決定額の8.6%減と見込み、特別交付税と臨時財政対策債を合わせた「実質的地方交付税」

は30億8,747万円(前年度当初30億5,291万円、3,456万円の増)を計上させていただきます。

また、自主財源であります町民税につきましては、秋サケ漁が依然として厳しい状況にありますが、漁業収入においてはホタテ漁が好調に推移したことから営業所得での増額を見込み、農業収入では生乳販売が堅調に推移しているものの、飼料費などの高騰により所得金額では減額を見込みました結果、前年比2.3%減の3億3,337万円を計上するものであります。

また、固定資産税では、コロナウィルス感染症などに関わる特例措置等により2.6%減を見込むなど、町税全体では前年比2.2%減の6億9,458万円を計上させていただきます。

地方交付税

◆普通交付税

26億8,566万円
対前年当初比

1.8%の減

◆特別交付税

2億1,000万円
対前年当初比

増減なし

◆臨時財政対策債

1億9,182万円
対前年当初比

78.1%の増

〈歳出〉

歳出では、「政策パッケージ」の経費として、「ハード事業を含めて総額7億4,516万円を当初予算に計上(うち、補助金・町債を除く一般財源は約1.6億円)させていただいたほか、町民の皆さまの暮らしに欠くことのできないライフライン(水道や下水道など)の整備などに関する経費につきましては、当初から予算化しております。

それぞれの事業には、活用できる補助金や良質な町債等の特定財源を可能な限り充当するほか、これまでの行財政改革等によって築いた基金の一部をもって財源を確保することとしております。

以下、主な施策について申し上げます

〈産業・経済〉



秋サケの荷揚げ

農業では、引き続き基盤整備の推進を図るほか、各種経営類型に適応した政策支援を実施してまいります。

水産業では、サケ増殖施

設の整備に係る漁業者負担の軽減や水産物の高付加価値化への支援のほか、新しい水産資源の調査・検討を進めてまいります。

また、昨年はコロナ禍におけるさまざまな緊急経済対策を実施してまいりましたが、地元事業所に対して効果的な支援が図られるよう、今後も情報収集に努め、適切に対応してまいります。

〈子育て・教育〉



標津高校生徒によるこども園での授業

これまで「政策パッケージ」により、特に重点を置

いて取り組んできた「子育て・子育ての支援」につきましても、引き続き子ども園の支援充実や医療費の無料化をはじめとした子育て支援施策を継続してまいります。

未来を担う子どもたちを育むため、安全・安心かつ、時代に即した教育環境の整備・充実を図ってまいるとともに、老朽化が進む教育施設の改築などに備え、財源の造成や、施設の特性に応じた再編、保全を進めてまいります。

また、標津高校の支援につきましても、入学生の確保が大変厳しい状況にあることから、学校と連携した特色ある学校づくりを検討してまいります。

《福祉・医療》

新しく開設する障がい者グループホームについては、施設整備費の一部を支援するとともに、家賃、暖

房費の助成により、入居者の経済負担の軽減、自立支援を図ってまいります。

標津病院は、久留米大学に連携いただく中で安定した経営ならびに医療提供体制が堅持されるよう努め、引き続き町民の生命と健康を死守してまいります。

新型コロナウイルスワクチン接種は、感染症対策の重要な柱として全国的に実施する施策であり、ワクチンの供給が始まり次第、速やかに町民に対する接種を開始できるように、接種体制の確保と接種の実施に向けた準備を進めてまいります。



地域の医療を担う標津病院

《観光》

観光関係団体は、重複している機能を集約して、事業の一元化、コーディネート機能の強化を図るため組織の統合を進めております。将来の法人化、観光マナーシメント組織である地域DMOの検討を含め、持続可能な観光地域づくりを推進してまいります。

《建設・防災》



補修予定の川北乙基線

町道整備事業については、継続5路線、新規1路線の整備を進めるほか、劣化が著しい町道舗装の補修事業

にも新規着手し、快適性・利便性の向上に繋げてまいります。

住宅政策では、住宅取得やリフォームの助成を継続するとともに、近年求められている子育て世帯などが入居可能な賃貸戸建て住宅の検討を進めるなど、移住・定住の促進を図ってまいります。

水道施設においては、災害発生時においても迅速かつ安心安全な水道水の安定供給を果たすべく、1箇所の水源に頼らない新たな水源の調査と確保、さらには災害に強い施設への強化改修など、幅広い対策の検討を進めてまいります。

下水道については、洪水などの災害発生時においても下水処理場の排水機能を維持していくことを目的とした下水道施設耐水化計画の策定に着手してまいります。

また、大雨や暴風雪と

いった自然災害に対応するため、川北西3号の防雪柵設置を継続して進めていくほか、洪水ハザードマップの作成や防災備蓄品の整備、防災教育等の取り組みを行ってまいります。

四.むすびに

以上、町政執行につきまして私の基本的な考え方を申し上げます。

残る任期の間、私の使命として、当町のまちづくり計画「ふるさと新生プラン・ステップII」に掲げるシンボルテーマ「海・山・川・大平原がおりなす感動の大地・標津町」のさらなる発展に向け、町政の運営に全力で努めてまいります。

町民の皆さま、そして町議会議員の皆さまのなお一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。令和3年度の町政執行方針とさせていただきます。

1. 予算のポイント

「人口減少時代に挑戦する政策パッケージ」の継続

3月9日から16日に開催された第1回定例議会において、一般会計をはじめとした各会計の令和3年度予算が可決されました。

本年度の予算は、町長改選期に当たることから、新規の政策的な予算計上を控えた骨格予算としての編成となります。

しかしながら、平成26年度から開始した「人口減少時代に挑戦する政策パッケージ」については、人口減少の抑制に一定の効果がみられることなどから、引き続き当初予算に計上することとしたほか、昨年度からの継続事業であるサーモンパーク施設整備や旧焼却施設の解体、道路や上下水道などのライフライン整備についても予算を確保しました。

一般会計の歳入については、自主財源の基本である町税は農業所得の減などにより前年度比2.2%減の6億9,458万円を計上しました。また、歳入の大宗を占める地方交付税は、国勢調査人口の減少などを反映し、対前年度比1.7%減の28億9,566万円と見込みました。

一方歳出については、公債費が対前年度比1.2%増となったほか、サーモンハウス後継施設の建設着手などにより投資的経費（普通建設事業費）が48.9%の増となりました。

「人口減少時代に挑戦する政策パッケージ」は30事業7億4,516万円を計上しています。これを含めた一般会計予算総額は対前年度比11.6%増の70億800万円、特別会計などを含めた全会計の予算額総額は同9.4%増の105億7,636万円となりました。

「政策パッケージ」2021

政策パッケージは統合・拡充などで30事業を掲げています。令和3年度は引き続き子育て・福祉・防災面の充実による地域住民の安心・安全のまちづくりを強力に推進するとともに、標津高校の魅力化事業や新しい水産資源発掘のための支援、また昨年認定された日本遺産の取り組みによる地域の活性化事業を追加するなど、ソフト面の充実も図っていきます。

8年目を迎える政策パッケージです。それぞれを検証しながら戦略的、かつ積極的にまちづくりに取り組みます。

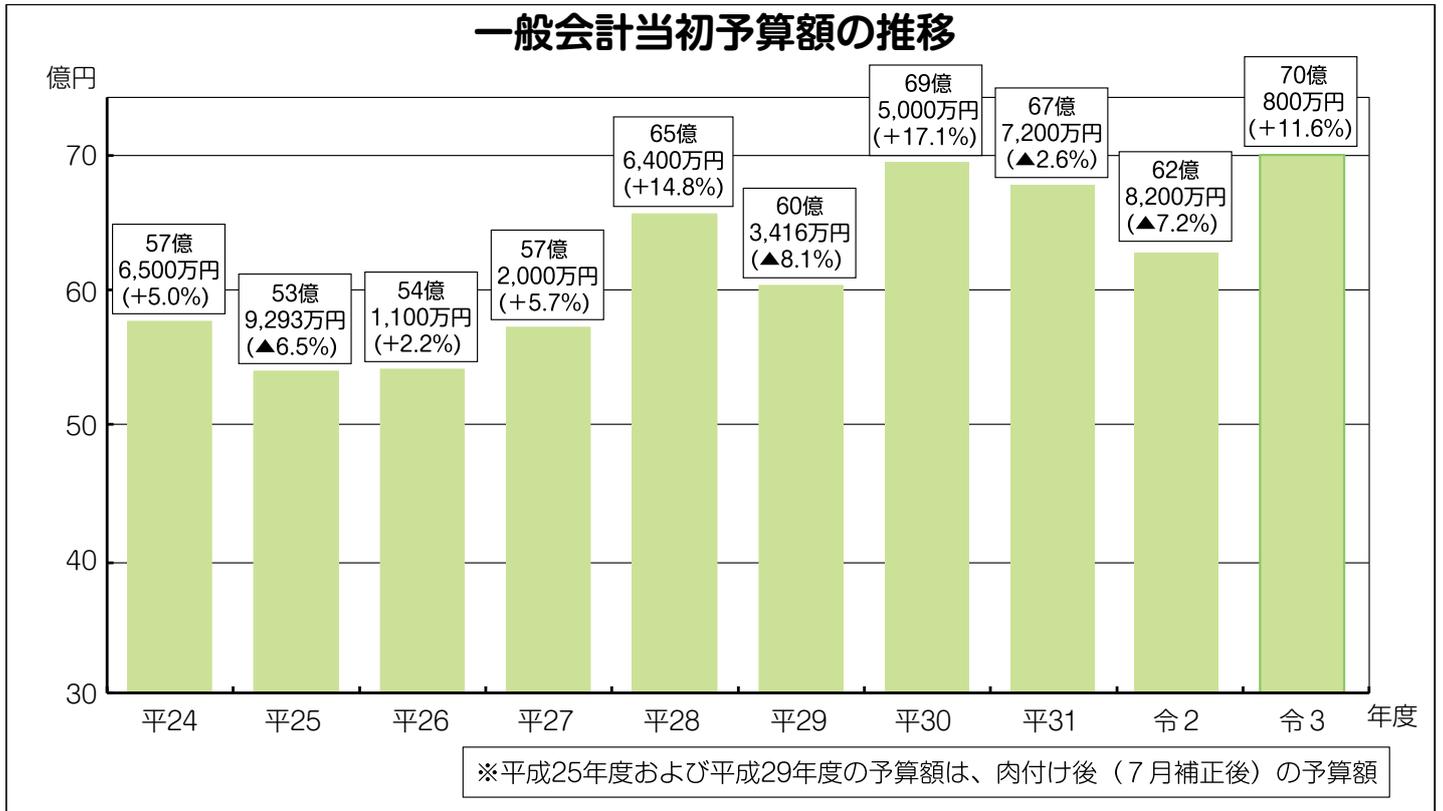
■ ふるさと新生プラン・ステップⅡにおける「政策パッケージ」のイメージ

平成23~26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ふるさと新生プラン・ステップⅡ（令和3年度まで延長）								新たなまちづくり計画の方向性について令和3年度に検討
人口減少時代に挑戦する政策パッケージ（人口対策重点パッケージ）						効果検証し継続		
標津町版「まち・ひと・しごと創生本部」による総合戦略						持続可能な目標値の設定		

2. 予算規模

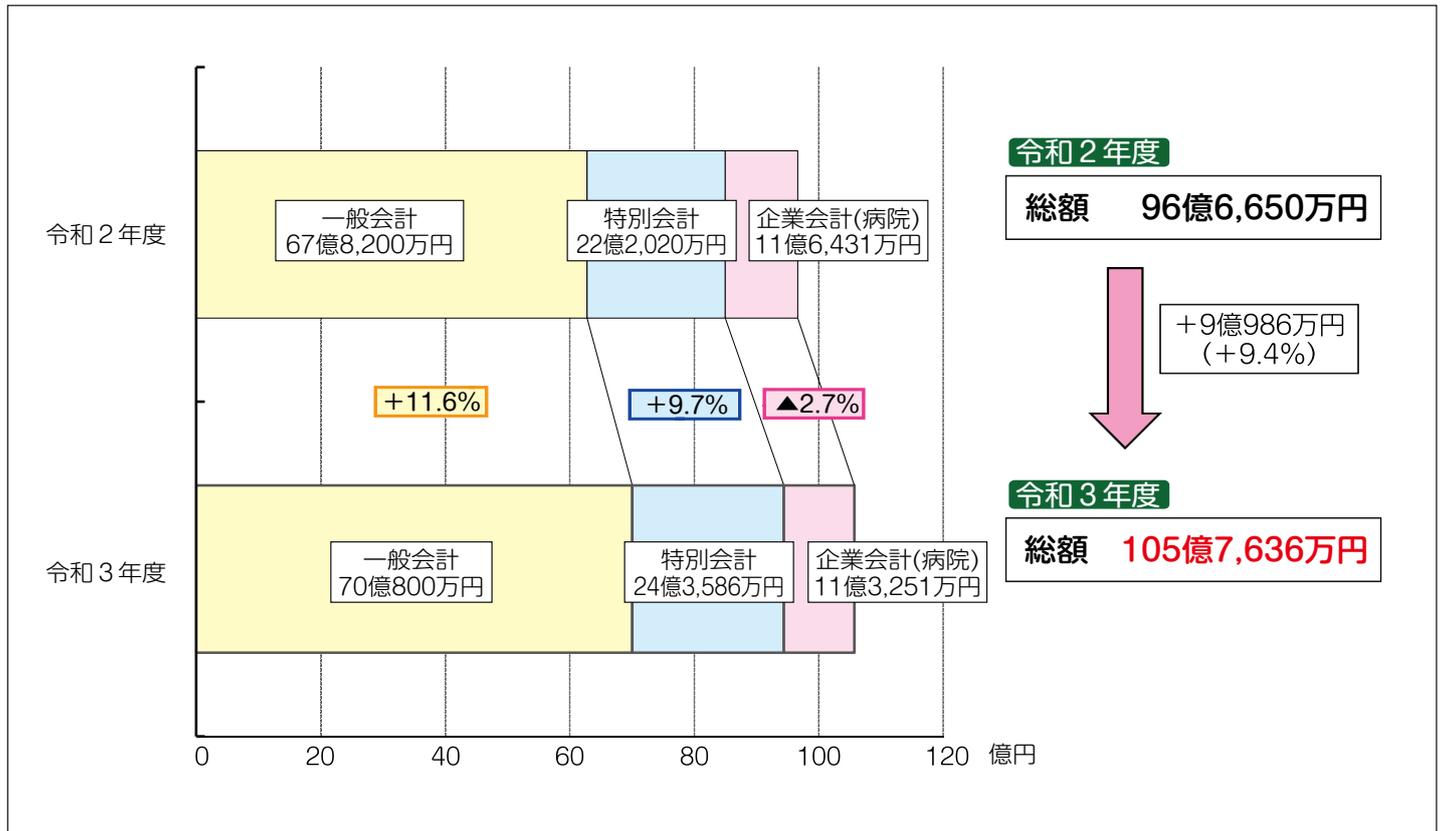
一般会計当初予算額

70億800万円…対前年度比 +11.6%



全会計の予算総額

105億7,636円…対前年度比 +9.4%

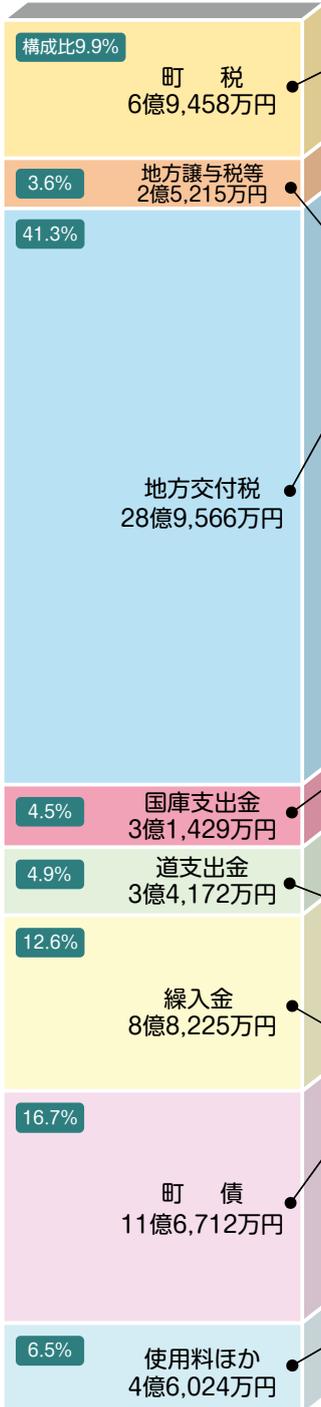


3. 一般会計予算の概要

歳入

70億800万円

対前年度比 +7億2,600万円(+11.6%)



町税 対前年度比 **▲1,556万円 (▲2.2%)**

- ◇町民税 ▲783万円(▲2.3%)
 - ↳ 農業所得の減等
- ◇固定資産税 ▲821万円(▲2.6%)
 - ↳ コロナ減免見込み額の増等

地方譲与税等 対前年度比 **▲1,540万円 (▲5.8%)**

- ◇地方譲与税 ▲510万円(▲4.6%)
- ◇地方消費税交付金 ▲910万円(▲6.8%)
- ◇環境性能割交付金 ▲540万円(▲42.9%)

地方交付税 対前年度比 **▲4,954万円 (▲1.7%)**

(普通交付税 26億8,566万円)
(特別交付税 2億1,000万円)

◇普通交付税の増減 (地方財政計画 (通常分) +2.5%)

	令和3年度	令和2年度	増減比較
	当初予算	26億8,566万円	
決定額	26億8,566万円	29億3,993万円	▲2億5,427万円 (▲8.8%)

<前年度決定額と比較した主な増減>

- ・人口減少等特別対策事業費 ▲2,157万円
- ・公債費 +1,831万円
- ・包括算定経費 +2,118万円
- ・年度内補正財源分 ▲17,000万円

国庫支出金 対前年度比 **▲3,741万円 (▲10.6%)**

- ◇社会資本整備総合交付金 ▲2,531万円
- ◇公営住宅地域住宅交付金 ▲941万円
- ◇マイナンバー導入に係るシステム改修 ▲419万円

繰入金 対前年度比 **+1億5,193万円 (+20.8%)**

- ◇ふるさと新生プラン・ステップⅡ推進基金ほか14基金
- (財政調整基金繰入金の当初予算計上額は **「2億円」**)

道支出金 対前年度比 **+370万円 (+1.1%)**

- ◇衆議院議員総選挙等委託金 +785万円

町債 対前年度比 **+5億4,020万円 (+86.2%)** (地財計画 +21.2%)

- ◇臨時財政対策債 +8,410万円(+78.1%)
 - 令2決定額との比較 +8,189万円(+74.5%)
- ◇過疎対策事業債 +4億5,420万円(+151.3%)
- ◇その他の町債(公住、一般単独等) +190万円(+0.9%)

令3予算額: 1億9,182万円
令2予算額: 1億772万円
令2決定額: 1億992万円

使用料ほか 対前年度比 **+1億4,808万円 (+47.4%)**

- ◇道営草地整備改良事業分担金 ▲3,500万円(▲54.5%)
- ◇畜産担い手育成総合整備事業分担金 +2億858万円(+475.4%)

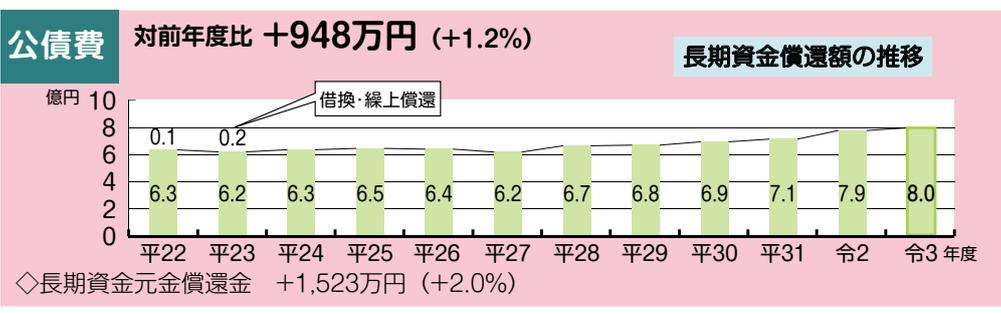
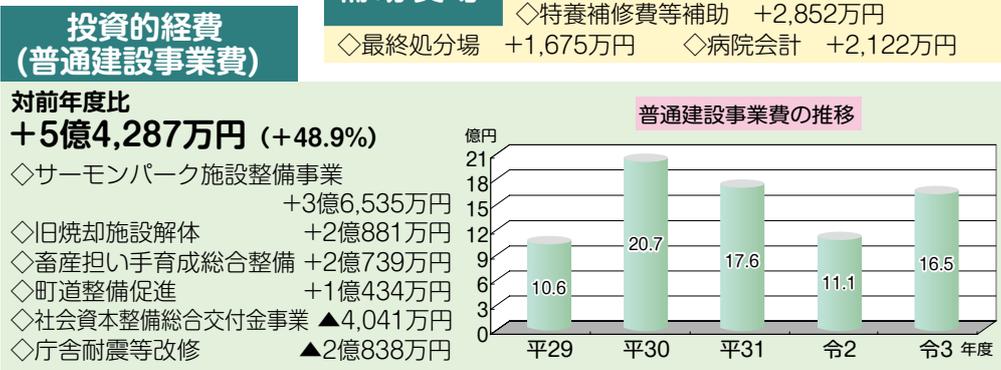
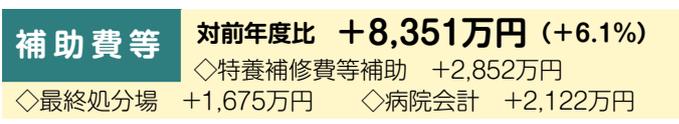
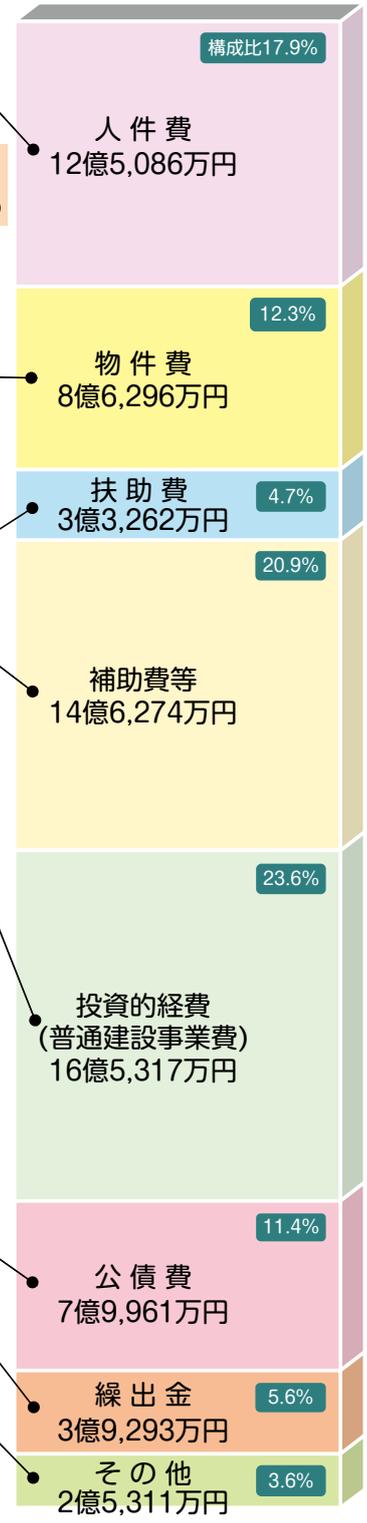
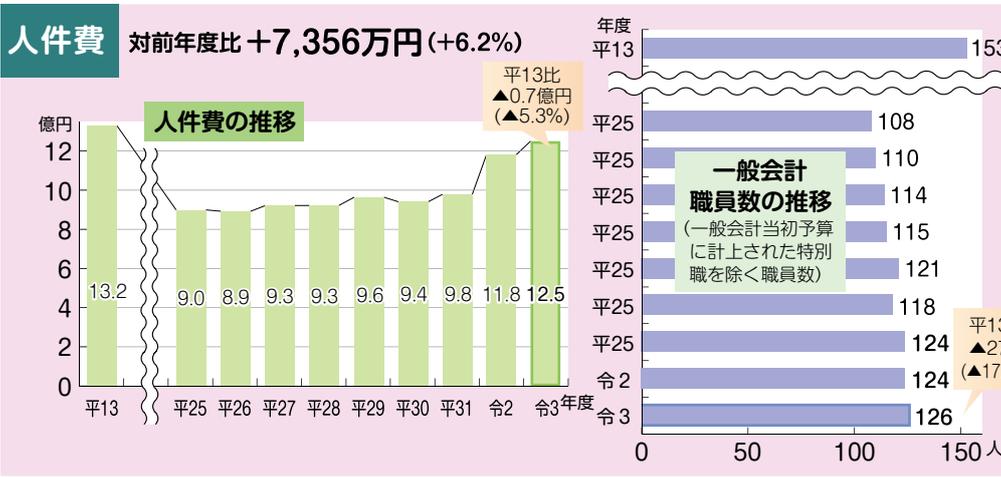
※端数処理により、各項目の合計と総額が合わない場合があります。

「基金」現在高の推移

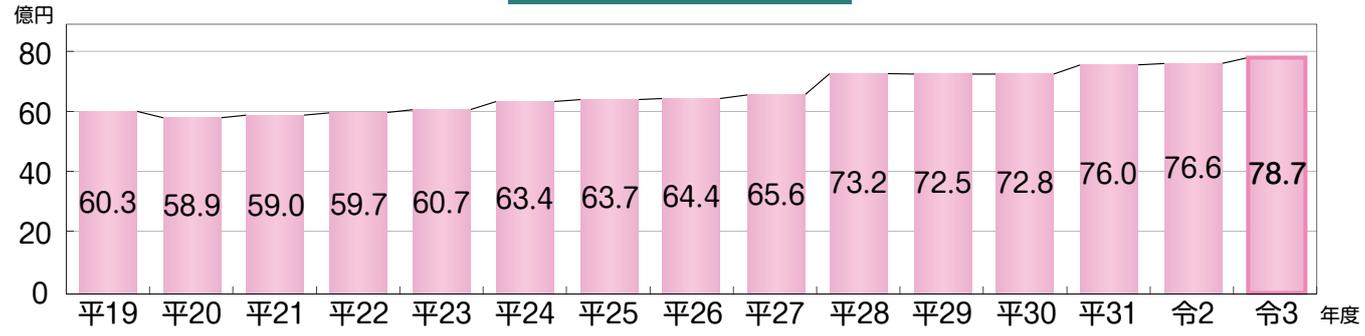


※「令2年度末」の「決算」は、決算見込みにより算出しています。

歳出



「町債」現在高の推移



※ 「令2年度末」は決算見込み、「令3年度末」は当初予算により算出しています。

4. 特別会計予算・企業会計予算の概要

1 特別会計

24億3,586万円 対前年度比 +2億1,566万円 (+9.7%)

◆国民健康保険会計（事業）

予算額 9億9,914万円

[対前年度比 +1,599万円 (+1.6%)]

- ・ 保険給付費 +306万円 (+0.5%)
- ・ 国保事業納付金（道へ） +1,279万円 (+3.7%)

一般会計繰入金 5,985万円

[対前年度比 ▲1,265万円 (▲17.4%)]

- ・ 保健事業費 +92万円 (+6.9%)

◆介護保険会計（事業）

予算額 4億3,689万円

[対前年度比 +714万円 (+1.7%)]

- ・ 保険給付費 +1,110万円 (+2.9%)
- ・ 地域支援事業費 ▲426万円 (▲11.7%)

一般会計繰入金 7,070万円
[対前年度比 +193万円 (+2.8%)]

◆簡易水道会計

予算額 2億2,472万円

[対前年度比 +2,674万円 (+13.5%)]

- ・ 建設改良費 +1,186万円 (+15.0%)
- ・ 法適用化事業 +1,120万円 (皆増)

一般会計繰入金 7万円
[対前年度比 +7万円 (皆増)]

◆介護保険会計（サービス）

予算額 2,622万円

[対前年度比 ▲473万円 (▲15.3%)]

- ・ 人件費の調整 ▲487万円 (▲16.3%)

一般会計繰入金 1,697万円
[対前年度比 ▲245万円 (▲12.6%)]

◆下水道会計

予算額 5億9,111万円

[対前年度比 +1億7,770万円 (+43.0%)]

- ・ 特定環境保全公共下水道事業
+1億7,894万円 (+91.6%)

一般会計繰入金 1億4,946万円
[対前年度比 ▲646万円 (▲4.1%)]

◆後期高齢者医療会計

予算額 1億3,398万円

[対前年度比 ▲847万円 (▲5.9%)]

- ・ 広域連合納付金 ▲831万円 (▲6.1%)

一般会計繰入金 7,527万円
[対前年度比 ▲458万円 (▲5.7%)]

◆金山地域休養施設等会計

予算額 2,381万円

[対前年度比 +128万円 (+5.7%)]

- ・ スキー場リフト整備 +393万円 (+49.8%)

一般会計繰入金 2,031万円
[対前年度比 +128万円 (+6.8%)]

一般会計繰入金の合計 3億9,263万円 [対前年度比 ▲2,284万円 (▲5.5%)]

※各会計の端数処理により、合算と合計額が合わない場合があります。

2 企業会計（病院）

11億3,251万円 対前年度比 ▲3,180万円 (▲2.7%)

◆国民健康保険会計（病院事業）

- ・ 内視鏡システム +2,475万円
- ・ 超音波診断装置 +1,799万円
- ・ CT装置 ▲8,100万円
- ・ 画像処理管理システム ▲2,280万円

一般会計繰入金 4億9,691万円
[対前年度比 +1,327万円 (+2.7%)]

- 〔 補助費等 4億8,890万円…交付税措置分、収益補てん等
- 投資及び出資金 801万円…建設改良、企業債償還金分

5. 基金・町債の残高

前年度：728千円

(1) 会計別「基金」残高

町民1人当たりの貯金残高(一般会計の基金)は **720千円**

(定額運用基金除く)

(単位：千円)

基金名	平成31(令元)年度末現在高①	令和2年度		令和3年度	
		積立額② 繰入(取崩)額③	現在高 ④=①+②-③	積立額⑤ 繰入(取崩)額⑥	現在高 ⑦=④+⑤-⑥
財政調整基金	1,032,137	650	1,032,787	6 200,000	832,793
減債基金	416,601	27,772 17,072	427,301	24,184 19,887	431,598
リフレッシュ基金	719,733	50,250 100,125	669,858	58 224,069	445,847
ふるさと応援基金	89,032	160,000 89,032	160,000	150,000 160,000	150,000
新生プラン・ステップⅡ推進基金	205,383	200 54,257	151,326	37 72,093	79,270
子ども・子育て基金	221,330	52,150 81,565	191,915	25 73,040	118,900
交通安全対策基金	5,186	3	5,189	1	5,190
ひかりこ基金	269,598	80 5,490	264,188	43 13,655	250,576
標津線代替輸送確保基金	235,162	70 20,711	214,521	21 22,172	192,370
社会福祉基金	104,772	11,187	93,585	36,347	57,238
健康と福祉の村建設基金	15,716	20	15,736	1	15,737
廃棄物処理施設建設基金	96,994	40	97,034	6 10,000	87,040
酪肉経営振興対策基金	329,151	30,200 1,631	357,720	48 31,478	326,290
緑の基金	63,112	30 10,000	53,142	6 10,000	43,148
水産振興基金	536,691	2,300 24,192	514,799	156 20,708	494,247
中小企業緊急融資支援基金		15,050	15,050	5,506	9,544
教育施設等建設基金	5,182	2	5,184	1	5,185
体育文化振興基金	87,885	5 3,260	84,630	3,291	81,339
(小計)	2,984,927	310,400 401,450	2,893,877	150,403 682,359	2,361,921
計	4,433,665	338,822 418,522	4,353,965	174,593 902,246	(A)3,626,312
特別会計の基金計	321,561	11,689 12,420	320,830	2 4,939	315,893
合計	4,755,226	350,511 430,942	4,674,795	174,595 907,185	3,942,205

※令和2年度は現時点の決算見込であり、決算段階で積立額および取崩額が変更になることがあります。
令和3年度は、当初予算ベースに年度内に想定されるふるさと応援基金積立額を加えています。
町民1人当たりの残高は、[(A)÷令和3年2月末住民基本台帳人口5,038人]で算出しています。

前年度：367千円

(2) 会計別「町債」残高

町民1人当たりの借金残高(一般会計の町債)は **450千円**

(単位：千円)

会計区分	平成31(令元)年度末現在高①	令和2年度末現在高見込額②	令和3年度末見込		実質起債残高
			借入見込③ 元金償還④	現在高見込額 ⑤=②+③-④	
一般会計	7,598,773	7,686,753	1,167,116 776,237	8,077,632	(B)2,268,166
簡易水道会計	529,886	547,997	87,500 27,103	608,394	437,078
下水道会計	793,189	762,486	171,700 82,736	851,450	413,143
病院会計	256,384	288,606	0 52,370	236,236	184,490
計	9,178,232	9,285,842	1,426,316 938,446	9,773,712	3,302,877

※令和2年度は決算見込、令和3年度は当初予算により算出しています。
町民1人当たりの残高は、[(B)÷令和3年2月末住民基本台帳人口5,038人]で算出しています。

令和3年度の主な事業

本年度の主要事業についてお知らせします。

「海・山・川・大平原がおりなす 感動の大地・標津町」の実現に向け、「ふるさと新生プラン・ステップⅡ」および「政策パッケージ」で掲げた事業の確実な実践を進めます。

凡例：★政策パッケージ事業 ◆新規事業 ◇継続事業

4 スポーツの振興

◇ゲームスイン標津推進費	113万円
◇総合体育館補修・整備費	225万円
◇町営球場補修・整備費	198万円
◆スケートリンク改修事業	587万円
◇高齢者レクリエーションの集い事業費	29万円
◇オホーツクマラソン大会助成金	165万円
◇スポーツ親善大使活用事業	20万円

5 地域文化の振興

★日本遺産認定推進事業	366万円
◇芸術・文化等の鑑賞事業	150万円
◇標津アイヌ協会運営費助成金	30万円
★アイヌ政策推進事業（企画政策課）	2,220万円
★アイヌ政策推進事業（商工観光課）	1,339万円
★アイヌ政策推進事業（あすばる）	329万円
★アイヌ政策推進事業（ポー川）	2,779万円

いつまでも快適で暮らしやすいまちづくり

1 移住・定住に係る住宅整備の推進

★住宅取得助成事業（新築）	2,350万円
★住宅取得助成事業（中古）	350万円
★住宅リフォーム助成事業	1,000万円
★住まい・暮らしの資源の利活用	264万円
◇住宅耐震改修事業	30万円
★標津町移住促進経費	236万円
◇公営住宅計画修繕事業	3,205万円

2 住民活動の推進による協働のまちづくり

◇新・ふるさとづくり推進事業	150万円
◇地区会館補修・整備事業	709万円

安心して出産・子育てのできるまちづくり

1 結婚・出産・子育ての応援

★標津町結婚活動等支援事業	776万円
★標津町あんしん出産支援事業	45万円
★出産祝い金	788万円
★子ども医療費助成事業	1,238万円
★産婦健診・産婦ケア事業	186万円
★新生児聴覚検査費助成事業	28万円
◇標津町不妊治療費助成事業	30万円
◇公園・教育施設遊具更新等事業	247万円
★保育教諭奨学金返還支援事業	46万円

2 学校教育の推進

★標津高等学校存置対策事業	2,813万円
★長野県生坂村との中学生交流事業	257万円
★子ども元気アップ大作戦	32万円
◇小中学校教育用コンピューター更新事業	2,717万円
◇小中学校校務用コンピュータークラウド化事業	1,137万円
◇大学連携推進事業（学校教育分野）	38万円
◇学力向上対策デジタル教材活用事	317万円
◇学力向上実践先進地視察研修事業	119万円
◇給食センター地産地消強化対策費	100万円
◇標津町学校給食センター施設整備事業	772万円
◆川北中学校屋上防水改修工事	1,374万円
◆小中学校検定料助成金	30万円
★循環型防災教育推進事業	76万円

3 社会教育の推進

★しべつ未来塾事業	177万円
◇標津きらり大学事業費	58万円
◇読書活動振興費	518万円
◇絵本行進曲「ブックスタート」	15万円

9 健康づくりの推進

★若者健診・保健指導事業	17万円
★小中学生の生活習慣病予防健診	10万円
★しべつ健康ポイント事業	33万円
◇歯周病検診	31万円
◇風しん予防接種（成人）事業	93万円

10 福祉の充実（社会・高齢者・障がい者等の福祉）

★いきいき百歳体操事業 （介護予防事業の推進）	2万円
★高齢者福祉施設家賃等助成事業	588万円
◇社会福祉基金助成	60万円
◇高齢者等通院ハイヤー助成事業	57万円
◇高齢者無料バス利用事業	33万円
◇シルバー勤労会活動支援	1,555万円
◇介護従事者確保・定着のための助成事業	14万円
★あんしんサポートセンターによる地域での支えあい	20万円
★障がい者グループホーム家賃等助成事業	143万円
◆障がい者グループホーム等外構整備事業	1,372万円

11 医療・救急救命体制の充実

★医療技術職員等確保対策費	348万円
◇救急救命士実習・講習経費	144万円
◇釧路広域救急医療確保負担金	130万円
◇標津病院医療機器整備事業 （内視鏡システム一式など）	4,703万円

12 防災対策の推進

★防雪柵設置事業 （川北西3号）	1億143万円
★道路標識等補修事業	210万円
★河川整備緊急特別対策事業	300万円
★標津川洪水タイムライン検討作成事業	30万円
★防災用備蓄品整備事業等	850万円
★災害ボランティア運営手法検討事業	39万円

3 道路・交通網の整備

◇社会資本整備総合交付金事業 （橋梁長寿命化）	1,450万円
◇町道整備促進事業 （川北東2号 外5路線）	2億3,689万円
◆町道舗装道路整備事業 （川北乙基線）	250万円

4 上下水道の整備

◇標津町公共下水道全体計画見直し等	640万円
◆標津町下水道管理センター耐水化計画策定	900万円
◇標津町下水道管理センター改築更新実施設計等	1,300万円
◇標津町下水道管理センター改築更新事業	3億1,300万円
◇川北下水処理場耐震診断	1,300万円
◇浄化槽市町村整備推進事業	2,324万円
◇計装設備改築更新事業	7,300万円

5 公共交通の維持・確保

◇標津町総合バス対策費 （標津線代替、スクールバス等）	8,711万円
--------------------------------	---------

6 景観向上対策

◇標津漁港内景観向上事業	45万円
◇沿道・公園等整備事業	412万円
◇ひかりの景観創出事業	20万円
◆桜づつみ公園看板設置事業	147万円

7 治安維持・環境衛生の推進

◇防犯灯設置事業	160万円
◇ごみ集積ステーション「ごみ箱」設置事業	18万円
◇エキノコックス症感染対策事業	130万円
◇旧焼却施設解体事業	2億1,835万円

8 地域連携強化・情報力強化・行財政改革等の推進

◇職員スキルアップ事業（職員研修等）	202万円
◇ソフトウェア関連システム更新事業	320万円
◇ネットワーク周辺機器更新事業	762万円

5 観光の振興

★交流人口の拡大による地域の活性化	1,019万円
◇観光大使任命活動費	21万円
◇標津町民祭り水・キラリ運営経費助成金	1,130万円
◇しべつ「海の公園」オートキャンプ場施設運営経費	388万円
◇しべつ「海の公園」管理運営経費	598万円
◇サーモンパーク対策事業	4,187万円
◇根室管内教育旅行誘致推進協議会負担金	40万円
◇インカレねむろ事業推進協議会負担金	30万円
◇川北温泉道路修繕事業	24万円
◇長野県生坂村との交流推進費	37万円
◇大学との連携による観光推進事業	82万円
★サーモンパーク施設整備事業	3億6,615万円

6 再生可能エネルギー・環境産業等の取り組み

★地熱開発促進調査事業	92万円
★雪氷熱利用備蓄倉庫検討事業	353万円
◇野生鳥獣管理対策事業	654万円
◇標津町ハンター育成対策事業	27万円
★豊かな川づくり事業（河川環境保全対策）	225万円

7 雇用・就労対策

◇標津高等学校卒業生就労支援事業	502万円
◇冬期就労対策事業費	264万円
★標津町起業等支援事業	400万円
★外国人実習生地域交流事業	51万円
◇南知床4町地域雇用創造協議会運営負担金	351万円

総合的なまちづくり活動

1 まちづくりの活性化

★地域おこし協力隊活用事業	2,082万円
◇日本で最も美しい村連合活動経費	278万円
◇標津町まち・ひと・しごと創生本部活動費	92万円
◇標津町まちづくり計画策定経費	65万円

活気に満ちた産業・経済のまちづくり

1 農業の振興

★標津町農業担い手サポート推進事業	304万円
◇牛乳・農産品消費拡大事業	10万円
◇日本型直接支払交付金	2億1万円
◇畜産担い手育成総合事業	2億5,682万円
◇道営草地整備改良事業補助金	2,925万円
◇酪農ヘルパー育成促進事業	490万円
★農業次世代人材投資事業	353万円
◇トド山地区公共牧場整備事業補助金	700万円

2 水産業の振興

★標津沿岸餌料環境調査事業	58万円
★標津町沿岸漁業振興事業 （ナマコ種苗放流試験調査事業）	50万円
★水産ブランドづくり推進事業	393万円
★販売強化事業	146万円
★新水産資源調査・検討事業	60万円
◇標津町地域HACCP推進事業助成金	100万円
◇標津漁港修築事業負担金	1,533万円

3 林業の振興

◇未来につなぐ森づくり推進事業	373万円
◇標津町緑と海を育む森づくり事	861万円
◇森林環境保全整備事業	6,339万円
◇森林・山村多面的機能発揮対策負担金	28万円

4 商工業の振興

◇移動販売サービス事業運営補助	314万円
◇標津町中小企業融資事業（マル標資金）	622万円
◆標津町中小企業緊急融資事業 （無利子・新型コロナ対策特別分）	551万円
◇商工業者研修（人づくり）助成事業	4万円
◇地場産品開発振興奨励補助金	10万円
◇魅力ある商店づくり事業	115万円

標津町長選挙が行われます！

令和3年6月23日の任期満了に伴う標津町長選挙が、次の日程で行われます。

告示日 5月25日(火)
期日前投票 5月26日(水)～29日(土) 8時30分～20時
期日前投票所 役場1階会議室
投票日 **5月30日(日)**
投票時間 7時～20時
【第1投票区(標津)および第9投票区(川北)以外は18時まで】

○●標津町長選挙立候補予定者説明会を行います●○

町選挙管理委員会では、候補者の皆さまにルールと秩序を守って選挙運動を行っていただくため、次のとおり説明会を開催します。

日 時 4月20日(火) 13時30分～
場 所 役場2階集会室
対象者 立候補予定者およびその関係者(1候補2人以内)
内 容 立候補届の手続き、選挙運動の注意事項など

問合せ 標津町選挙管理委員会事務局 ☎82-2131(内線205・77)

◆◆農地賃借料情報◆◆

令和2年1月から12月までに締結(公告)された農地法および農業経営基盤強化促進法による賃貸借における賃借料水準(1haあたり)は、以下のとおりです。

牧草畑

(単位:円/ha)

地域区分	平均額	最高額	最低額	データ数 (単位:個)
川北地区	24,900	35,700	7,100	13
北標津地区	29,800	40,000	17,000	16
古多糠地区	9,000	15,000	6,000	4
標津・茶志骨地区	27,800	36,500	13,600	10

※地域区分は、標津町農業委員会農用地等あっせん特別委員会区域です。

※この賃借料には農地保有合理化事業に伴うものは含まれていません。

農地法などの一部改正に伴う標準小作料制度の廃止後も、農業委員会では引き続き「小作料の上限額(4万円/1ha)」を地域が遵守すべき賃借料と位置づけ、農地流動化事業に取り組んでいます。また、経済事情の変動、その他農業経営を取り巻く状況を踏まえ、必要に応じて上限額を見直すこととしています。

問合せ 農業委員会農地担当 ☎82-2131(内線402)

森林火災の恐ろしさ伝える



受賞したポスター画を持ち笑顔

北海道が行った令和2年度林野火災予防に関する作品募集で、大垣結愛さん（川北小5年）がポスターの部最優秀賞を受賞し、2月22日付けで賞状が授与されました。

大垣さんは2年前にも最優秀賞を獲得していて、受賞は2回目。オーストラリアでの林野火災のニュースを見て今回の応募を考え、木の葉や炎を表現するために、絵筆のほか綿棒を使用するなど工夫して原画を作製しました。

今回のポスター原画は、標語部門の最優秀作品「山火事を防ぐ行動 君次第」とともに、令和3年度の道の森林火災予防の啓発ポスターに使用されます。

シーズン最後の雪遊びを楽しむ



雪上でのボール投げ、難しい！

標津スポーツクラブすぽっと（三田俊勝会長）主催の「スキー場まつり」が、2月28日、シーズン最終営業日を迎えた金山スキー場で開催されました。

当日は町内の親子68人が参加。好天に恵まれる中、3チームに分かれて、そり滑りや雪中宝探し、雪上玉入れ大会などの催しを楽しみました。

雪上遊びのコーナーでは、学年ごとに決められた場所から、的に向かってボールを投げるゲームに挑戦。子どもたちはいつもと違う足元の感覚に苦戦しつつも、楽しそつに的当てに挑んでいました。

また、屋台のコーナーには他のスキー場利用者も訪れ、賑わいを見せました。



体育館からのお知らせ

標津町総合体育館

☎82-3112

FAX82-2098

「さわやか体操会」シーズン到来

きらり大学連携・健康ポイント事業

朝のラジオ体操が始まります。

さわやかな1日のスタートにいかがでしょうか？お気軽にご参加ください。

- 日 時** 4月1日(木)～10月30日(土) 6時30分～
※日曜日と雨天時はお休み
- 場 所** 図書館前
- 対 象** どなたでも参加できます

ウォーキング広場が始まります

きらり大学連携・健康ポイント事業

ウォーキングは、生活習慣病の万能薬です。日頃の運動不足の解消や、仲間づくりのために始めてみませんか？

なお、参加には「標津スポーツクラブすぽっと」への入会が必要となります。

- 日 時** 4月14日(水)～10月15日(金) 18時30分～19時30分
毎週水・金曜日 計50回
- 場 所** 総合体育館前集合～町内

町民・オン・ステージ



このコーナーは、2カ月に1回「ひまわり」で実施している1歳6カ月児健診を受診したお子さんを保護者の了承を得て紹介しています。



佐藤 永菜ちゃん
(祥太郎)



辻 旺汰くん
(卓也)



宮島 莉心ちゃん
(望)

3月2日、
保健福祉センター
ひまわりで撮影。
()は保護者(敬称略)。



素利 悠樹くん
(春樹)



亀田 蒼太くん
(健一郎)



一條 翔斗くん
(勇太)



中條 敬太くん
(和)



鹿能 絆那ちゃん
(真理)



古川 千夏ちゃん
(哲)



狭間 真愛ちゃん
(雄大)



嘉藤 奏羽ちゃん
(優)

My Dream

わたしの夢 Vol.159



ぼくの夢
小林 幹太 さん
(川北小学校5年)

わかりやすく、そのすがたにあこがれたからです。三つ目は、自分のわからないことやできないことをできるようにしてくれるのです。四つ目は、「できた!!」がたくさん増える、とても達成感がありそうです。

◇ ※6月号は、川北中学校生徒の夢を紹介します。

◆ ぼくは自分の夢におかたて努力したいと思いました。

◇ 五つ目は、一言でみんなをあつくしたり、元気にして、とてもカッコイイと思ったことです。先生がやるぞ!!と高まるからです。どんなに苦しくても一言でがんばれたり、努力できたりするからです。

◇ 最後は、一人一人の夢のきっかけを作ることが

ぼくの夢は、教師になることです。教師になりたいと思った理由は、たくさんあります。一つ目は、子ども達に勉強を教えて、できることや得意なことが増え、子ども達の笑顔が見られるのは、とてもやりがいがありそうです。

二つ目は、先生に教えてもらう授業がとっても

五つ目は、一言でみんなをあつくしたり、元気にして、とてもカッコイイと思ったことです。先生がやるぞ!!と高まるからです。どんなに苦しくても一言でがんばれたり、努力できたりするからです。

◇ 最後は、一人一人の夢のきっかけを作ることが

「だれもが安全・安心に暮らせるまちづくり」を目指します 第2期地域福祉計画を策定しました

町では、だれもが住み慣れた地域で安全・安心して暮らしていけるよう「第2期地域福祉計画」を策定しました。計画の概要をお知らせします。

■ 地域福祉計画とは…

子どもから高齢者まで、障がいの有無などに関係なく、だれもが住み慣れた地域で、自立した心豊かな生活が送れるよう、多くの町民や団体が、共に助け合う、だれにも優しい福祉社会を作ることが目的として、策定するものです。

計画を策定することは、社会福祉法第107条に規定されています。本町では、第1期計画が令和3年3月に終了したため、このたび第2期計画（令和3年度～令和7年度）を策定しました。

■ 計画の策定方法は…

計画は、社会福祉協議会や民生委員、社会福祉施設、病院、町内会、農業協同組合、漁業協同組合、商工会、老人クラブ、社会教育委員、福祉ボランティア団体などの関係者17人の地域福祉計画推進委員が主体となり策定しました。

また、多くの町民の声を計画に反映させるため、町民アンケート（抽出）や障がいのある方、子育て世帯へのアンケート調査のほか、民生委員の協力のもと高齢者世帯への聞き取り調査などを実施しています。

■ 計画の基本理念・目標は…

基本理念は「自助・互助・共助と公助のもと、だれもが安全・安心に暮らせるまちづくり」、基本目標は「①支え合う地域づくり ②安全・安心なまちづくり ③福祉サービスの体制づくり」です。

■ 第1期計画での取り組み実績は…

主な取り組みとして、高齢者などの日常生活でのちょっとした困り事を町民ボランティアで支援する「あんしんサポートセンター」を平成28年12月に開設しました。利用登録者は124人、サポーターは登録者50人。これまでに256件の利用があり、サポーターからも「やりがいがある」などと好評です。

■ 第2期計画での取り組みは…

アンケート調査などから見えた生活課題のうち、第2期計画での主な取り組み・検討事項は、次のとおりです。

- ①高齢者などの移動支援
- ②災害弱者の避難支援体制整備の支援
- ③見守り・声掛け活動の推進
- ④緊急時・短時間の託児

問合せ先 保健福祉センター社会福祉担当 ☎82-1515

◆◆◆ 介護保険からのお知らせ ◆◆◆

■ 介護保険料の改定について

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料は、1期3年ごとに介護給付費の見込額を算定して見直しを行います。令和3年度から令和5年度まで（第8期）の保険料の基準は、次のとおり変更となりました。

	令和2年度まで	⇒	令和3年度から	差 額
月 額	5,000円		5,300円	(+ 300円)
年 額	60,000円		63,600円	(+3,600円)

この基準額を中心として、所得に応じた負担となるよう、次の9段階に区分されます。

所得段階	対 象 と な る 方	負 担 割 合 (調整率)	年額保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・町民税非課税世帯で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	(基準額×0.30)	19,000円
第2段階	町民税非課税世帯で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	(基準額×0.50)	31,800円
第3段階	町民税非課税世帯で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	(基準額×0.70)	44,500円
第4段階	課税世帯だが本人は町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	(基準額×0.83)	52,700円
第5段階	課税世帯だが本人は町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	(基準額×1.00)	63,600円
第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満	(基準額×1.20)	76,300円
第7段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	(基準額×1.30)	82,600円
第8段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	(基準額×1.50)	95,400円
第9段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上	(基準額×1.70)	108,100円

■ 介護保険料額の通知について

今年度分の介護保険料に関するお知らせや納付通知書などは、6月中旬に郵送します。(6月以降、年度途中で65歳になる方へは、随時お知らせします)

また、一部今年度から特別徴収が始まる方へは、仮徴収額を4月上旬に通知します。

介護保険料は介護が必要になったときの備えとして、また介護を必要とする方が自立した日常生活を送れるよう介護サービスにかかる費用をまかなうなど、介護保険制度を円滑に運営するための大切な財源です。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

4月から ■サービスを利用したときの利用者負担が変わりました

国による令和3年4月の介護報酬改定により、介護保険サービスにかかる料金に変更されたため、介護認定者の方がサービスを利用したときに支払う利用者負担額（所得に応じて1割～3割）も変わりました。

利用者負担が1割である方の場合、訪問介護（ホームヘルパー）や通所介護（デイサービス）なら1月当たり数十円、施設利用であれば500円程度の値上がりとなります。

【料金改定の一例（1カ月）】

- ・訪問介護（身体介護）を週5日1時間未満受けている場合
⇒ **20円の負担増**
- ・通所介護（要介護3、7時間以上8時間未満）を週3回利用している場合
⇒ **110円の負担増**
- ・介護老人福祉施設（特養、要介護3、多床室）を利用している場合
⇒ **450円の負担増**

※あくまでも目安であり、利用する事業所や利用回数、利用者の介護度や利用者負担割合などによって異なります。

8月から ■利用者負担の上限額の一部変更が予定されています

介護保険サービス利用者が、同月に利用したサービスの利用者負担額を合算（同じ世帯に複数の利用者がある場合は全員分を合算）し、所得に応じて決められた上限額を超えたときは、超過分が「高額介護サービス費」として後日支給されますが、本年8月からは現役並み所得者の上限額の細分化が予定されています。

【利用者負担の上限額（1カ月）】

◎令和3年7月算定分まで

利用者負担段階区分	上限額
■町民税課税世帯	
現役並み所得者 ※同一世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の方がいて、収入が単身世帯で383万円以上、2人以上世帯で合計520万円以上	44,400円 (世帯)
一般（上記に該当しない世帯）	44,400円 (世帯)
■町民税非課税世帯	
・老齢福祉年金受給者 ・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	24,600円 (世帯) 15,000円 (個人)
■生活保護受給者	15,000円 (個人)

◎令和3年8月算定分から

詳細は決定されていませんが、世帯内の所得に応じて44,400円から140,100円までで上限額の細分化が予定されています。

変更ありません

8月から

■介護施設を利用したときの食費や負担限度額の基準などの一部変更が予定されています（補足給付）

施設を利用（特養入所や特養のショートステイ）した際の居住費や食費には、自己負担限度額が設けられており、この限度額を超えたときは、超過分が「特定入所者介護サービス費」として給付されますが、本年8月からは食費の限度額が変更されるほか、一部対象者の細分化と、受給要件である預貯金額の条件などの細分化が予定されています。

【居住費・食費の自己負担限度額（1日当たり）】

対象者	居 住 費				食 費	
	多床室	従来型個室	ユニット型 個室の多床室	ユニット型 個 室	施 設 サービス	短期入所 サービス
① ・生活保護受給者 ・町民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者	0円	320円 (490円)	490円	820円	300円	300円
② 町民税非課税世帯で、前年の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下の方	370円	420円 (490円)	490円	820円	390円	390円 R3年8月から 600円
③ 町民税非課税世帯で、上記に該当しない方	370円	820円 (1,310円)	1,310円	1,310円	650円	650円
令和3年8月から						
④ 町民税非課税世帯で、前年の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以上120万円以下の方	370円	820円 (1,310円)	1,310円	1,310円	650円	1,000円
⑤ 町民税非課税世帯で、前年の合計所得金額と年金収入額の合計が120万円以上の方	370円	820円 (1,310円)	1,310円	1,310円	1,360円	1,300円
給付がない場合の標準的な金額	855円 (377円)	1,171円 (1,668円)	1,668円	2,006円	1,392円 R3年8月から 1,445円	1,392円 R3年8月から 1,445円

※（ ）内は老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院の場合

上記①から③に該当していても、次のいずれかに該当する場合は対象になりません。

【1】町民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が町民税課税者である方

【2】町民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も町民税非課税者）でも、**預貯金などの資産保有額が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を超える方**



【2】の資産要件は、令和3年8月から次のとおり段階別に変わる予定です

上記①に該当する場合は、

「預貯金などの資産保有額が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を超える方」

上記②に該当する場合は、

「預貯金などの資産保有額が単身で650万円、夫婦で1,650万円を超える方」

上記④に該当する場合は、

「預貯金などの資産保有額が単身で550万円、夫婦で1,550万円を超える方」

上記⑤に該当する場合は、

「預貯金などの資産保有額が単身で500万円、夫婦で1,500万円を超える方」

※「高額介護サービス費」と「特定入所者介護サービス費」の改定については、時期になりましたらあらためてお知らせします。

問合せ先 保健福祉センター介護保険担当 ☎82-1515 (内線544)

令和3年度「しべつ健康ポイント事業」が始まります

しべつ健康ポイント事業は、健康診断や運動関係事業への参加のきっかけづくりや参加者の増加を図り、メタボリックシンドロームや糖尿病などの生活習慣病の予防、運動習慣の定着化、健康増進につなげることを目的に、平成30年度から実施しています。

開始から3年目となる令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、参加者は昨年よりも減ってしまいましたが、ポイント達成者率は増えています！健康づくりのきっかけに、ぜひ始めてみませんか？

参加者と ポイント達成者率 の比較

	参加者	達成者	達成者率
平成30年度	260人	43人	16.5%
令和元年度	277人	100人	36.1%
令和2年度	108人	63人	58.3%

達成者率は年々増加しています！

令和2年度は約6割の方がポイント交換をしました。

また、達成者63人中52人（82.5%）が130ポイント以上を達成しました。
おめでとうございます。

令和3年度のしべつ健康ポイント事業のご案内

対象者 満16歳以上の町民（学生を除く）※年度内に満16歳になる方も含まれます。

実施時期 令和3年4月1日(木)～令和4年2月28日(月)

申込場所 保健福祉センターまたは総合体育館

達成ポイントと賞品

70ポイント 標津町共通商品券 ……500円分

100ポイント // ……1,000円分

130ポイント // ……2,000円分

※ポイント達成者の中から抽選で10人に「お楽しみ賞品」を贈呈します。

ポイント交換期間 令和4年2月1日(火)～2月28日(月)

<注意点>

※健診関係事業と運動関係事業の両面でのポイント獲得が必要です。

（健診関係のみ、または運動関係のみでの、ポイント交換はできません）

※参加申込日以前に実施した自己申告の運動は、実施記録の提出がある場合のみ有効となります。

問合せ先 保健福祉センター ☎82-1515 ・ 総合体育館 ☎82-3112

令和3年度しべつ健康ポイント対象事業<実施期間 令和3年4月1日(木)~令和4年2月28日(月)>

所管	事業名		対象者(町民)	ポイント(P)	
保健福祉センター	①	特定健康診査	40歳以上74歳以下の標津町国民健康保険加入者	健診受診1回	50P
	②	若者健診	16歳以上39歳以下 ※学生・パート・就労者を除く		
	③	後期高齢者健診	後期高齢者医療保険加入者		
	④	健康診査	生活保護受給者		
	⑤	個別健診	①の対象者で集団健診を受けられなかった方		
	⑥	標津病院のデータ提供	①の対象者で特定健診を受けない方で病院の検査結果提供に同意した方(所定用紙での提出)	1回提出	
	⑦	事業所健診	40歳以上74歳以下の標津町国民健康保険加入者で事業所健診結果提供に同意した方	健診受診1回	
	⑧	被用者保険の方の健診	協会けんぽ・共済・土健保などの加入者(結果用紙の提出が必要、結果に応じて保健指導を行うことがあります)		
	⑨	胃・肺・大腸・子宮頸・乳がん検診・結核健診	個別検診や職場検診でも可(結果用紙の提出が必要) ※医療保険を使った検査は対象外	各検診受診1回	各10P
	⑩	特定保健指導	①④⑤⑥⑦の健診受診者の中で該当した方	保健指導初回面接	20P
総合体育館	①	いきいき百歳体操	16歳以上の町民(学生を除く) ※各イベント月は予定のため要確認	参加1回	2P
	②	ラジオ体操、ウォーキング、ジョギング、水泳、パークゴルフ、ゲートボール、スノートレッキング、トレーニングマシンなど ※自己申告(ポイントカードに実施日を記入)		1日15分以上の継続した運動・スポーツ(10日以上の実施が対象) 【上限60P】	1P
	③	ストレッチ教室		参加1回	4P
	④	ラージボール卓球教室			
	⑤	ミニテニス教室			
	⑥	エアロビクス教室			
	⑦	健康美人塾(ピラティスなど)			
	⑧	5月 春のウォーニック		参加	10P
	⑨	7月 野付半島まるごとウォーニック			
	⑩	7月 高齢者スポーツ大会 ※所管は保健福祉センター			
	⑪	9月 オホーツクマラソン			
	⑫	10月 歴史探訪フットパス			
	⑬	10月 ふれあいスポーツデー ※競技への参加や会場来場でも可			
	⑭	2月 高齢者レクリエーションの集い			
⑮	随時 スポーツ講演会など	参加1回	10P		

(注意) 健診関係事業と運動関係事業の両方からのポイント獲得が必要となります

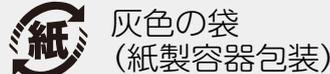
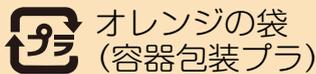
ごみの再利用・再資源化にご協力ください

正しい出し方 正しい分別で“ごみ”を“資源”に
～ お弁当容器編 ～



ポイント!

- ・食べ物が残ったまま捨てない
- ・軽くすすいでから捨てる
- ・他の資源ごみ袋に入れない



迷った時は容器の表示を確認しましょう

問合せ先 住民生活課環境衛生担当 ☎82-2131(内線126・131)

気象
予報士に
よる

防災講座

震度とマグニチュード

今年度、北海道から太平洋側の浸水想定が公表される予定となっています。町ではハザードマップの更新などを予定していますが、用語を理解しやすいように、今後は「防災講座」として用語解説を行っ

ていきます。今月は震度とマグニチュードについて解説します。

「地震」という言葉には2種類の意味があります。

一つ目は、読んで字のごとく地面が揺れる現象です。揺れの大きさを気象庁では「震度」という尺度で震度0～震度7までの10段階に分けています。体に感じる揺れは震度1からで、おおむね震度5弱から軽微な被害が発生し始めます。

一方、地面が揺れる原因となる、地下の岩盤内の運動（断層運動といいます）のエネルギーを「マグニチュード」という尺度で表します。エネルギーには一般的にジュールやカロリーといった単位を用いますが、あまりにも莫大な数字となるため、地震のエネルギーを表現するには特別にマグニチュード（M）を用います。

M7.0以上で大地震、M8.0以上で巨大地震と呼ばれます。Mは0.2違うとエネルギーは2倍違いますので、東日本大震災をもたらした東北地方太平洋沖地震（M9.0）は、2月に福島県沖で発生したM7.3の地震の300倍以上の規模ということが分かります。

まとめ 地面の揺れの大きさ ⇒ 「震度」で表現 0～7までの10段階
地下の断層運動のエネルギー ⇒ 「マグニチュード（M）」で表現
Mが0.2違うとエネルギーは2倍違う

気象庁による震度階級の解説 <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/shindo/index.html>



問合せ先 住民生活課危機管理室 ☎82-2131(内線126・132)

カラスの巣を見つけたら至急ご連絡を!

4月から6月はカラスの繁殖時期に当たります。この時期のカラスは高い木や電信柱などに巣を作り、近づく人に対して攻撃的になるため非常に危険です。

町では、カラスによる被害と生息数の増加を防ぐため、4月から6月の3カ月間、巣の撤去を行います。近所や通学路などで**巣を見つけたり普段よりカラスが攻撃的な場合は**、下記問合先へご連絡ください。



営巣駆除実施内容

実施期間 4月1日～6月30日 ※3カ月間

その他 ひなが巣立った後に、巣を撤去しても効果がありませんので、巣を見つけた際は速やかにご連絡ください。

※場合によっては高所作業車が入れないなどの理由で、撤去できないケースもあります。

飼い犬の管理は責任を持って!

■ 飼い犬の放し飼いは条例違反です!

飼い犬の放し飼いにより、「市街地」では通行人への噛み付き事故、「農家地区」では家畜への噛み付き被害などが発生しています。

また、放し飼いをしていた犬が野犬とともに行動し、ペットや人を襲うケースもあり大変危険です。

町の条例では、飼い主に対し飼い犬の係留義務（首輪をして鎖で繋いだり、おりに入れるなど）が課せられており、一時的にでも放すことは認められていません。また、条例では違反者に対し罰則規定が設けられており、実際に処分した例もあります。

飼い主は犬をしっかりと係留し、絶対に放さないようお願いします。



■ 犬を飼う場合は登録が必要です

犬を飼う場合は、狂犬病予防法により犬を取得した日（生後90日を経過した日）から30日以内に市町村長への登録が義務付けられています。

登録することにより飼い犬が家から離れて役場などで保護された際に、飼い主への連絡がスムーズに行えます。犬を飼った時や未登録の方は必ず登録するようお願いします。（登録料1頭3,000円）

また、転出、転入、犬が死亡した時にも届け出が必要です。

なお、万が一飼い犬が逃げ出した際には、下記問合先または警察へ速やかにご連絡ください。

問合先 住民生活課環境衛生担当 ☎82-2131(内線126・131)

野生動物への餌やりはやめましょう

雪が解けると同時に、野生動物の行動も活発的となる季節です。町内でもキツネやカラスなどの野生動物をよく見かけますが、野生動物に餌をあげることはやめましょう。

野生動物に餌を与えることによって、動物たちは楽に餌を手に入れることを覚え、自分で餌を探さなくなります。その結果、街中や私有地を徘徊し、ゴミなどを漁ったり、ペットや家畜を襲うようになります。

野生動物はペットと違い、清潔な環境で生活していないため、感染症や寄生虫に感染していることがあります。また、人から餌を与えられた野生動物は警戒心がなくなり、交通事故の原因にもなります。

野生動物への餌やりは、人にも野生動物にも悲しい結果をもたらすこととなります。絶対にやめましょう。

野生動物などに関するお問い合わせは…

農林課林政・自然環境担当 ☎ 82-2131 (内線209)

住民生活課環境衛生担当 ☎ 82-2131 (内線126、131)

町・防犯協会からのお知らせ 春の防犯・交通安全

■新社会人や学生を狙った「詐欺」や「悪質商法」にご注意！

4月は、新たに社会人や学生になった社会経験の少ない方が、さまざまな悪質商法、特殊詐欺や架空請求などの犯罪に狙われやすい時期です。被害者にならないよう注意してください。少しでも怪しいと感じたら、誘いなどを断る勇気を持ちましょう。また、一人で抱え込まず、家族や公的機関へ早めに相談しましょう。

消費者ホットライン☎^い188^や (消費生活相談)・警察相談専用ダイヤル☎#9110

■新入学（園）期の交通安全期間が始まります！

町では、新入学児童や園児への「交通ルールやマナーなどの歩行指導」を、交通安全指導員や町内会などの協力により実施します。ドライバーの皆さまも、子どもや高齢者を見かけたら徐行するなど、思いやりのある運転を心がけましょう。

期 間 4月6日(火)～15日(木)

重 点 新入学（園）児童・園児の交通事故防止、自転車の安全利用の促進

■交通安全の啓発用旗をご活用ください！

住民生活課では、「交通安全旗・ポール・くい」をセットにして、必要な町内会や事業所などに提供しています。

下記問合先へご連絡の上、住民生活課6番窓口へお越してください。また、提供を受けた旗やポール・くいなどの管理は、各町内会や事業所などでお願いします。

問合先 住民生活課交通住民担当 ☎82-2131 (内線124)

令和3年度 住宅補助金助成事業のお知らせ

町では、新年度も住宅補助金助成事業を継続して実施します。住宅の取得やリフォームを検討している方は、ぜひご利用ください。

また、新年度から住宅リフォーム補助金助成事業の交付要件は、昨年に引き続き、性能向上に資する『総額100万円以上の改修工事』となります。

ただし、申請者・同居の方が障害者手帳をお持ちの方、または65歳以上の高齢者の場合は、総額5万円以上の改修工事が対象となります。

補助金の交付要件 () は最大補助金額の内容

新築住宅取得：80㎡以上の住宅の新築工事

(200万円+町内業者50万円+移住者50万円=300万円)

中古住宅取得：昭和56年以降建設の中古住宅の取得

(50万円+移住者50万円=100万円)

住宅リフォーム：10年以上経過した住宅の性能向上に資する、町内の建設業者が施工する100万円以上の改修工事

(現金40万円+商品券10万円=50万円)

※性能向上に資する改修工事とは、下記①から④に該当する工事です。

①耐震性能向上工事

②省エネルギー性能向上工事

③バリアフリー性能向上工事

④耐久性能向上工事 など



※工事着工前の事前申請が必要です。交付決定後に着工をお願いします。

■フラット35金利引き下げ制度をご利用ください

住宅金融支援機構と連携し、【フラット35】(支援機構と民間金融機関が提携して提供する固定金利の住宅ローン)の借入金利を、一定期間引き下げる制度を開始しています。

新築および中古住宅取得に本町の住宅補助金助成事業を利用する方で、以下のいずれかの要件を満たす方が対象です。

○子育て支援型(若年子育て世帯)

○子育て支援型(同居・近居)

○地域活性化型(U・I・Jターン) ※町外からの移住者が対象

【フラット35】借入金利が当初5年間 年0.25%引き下げとなります!

詳しい要件や申請方法などについては、下記問合先へご連絡ください。



問合先 建設水道課建築担当 ☎82-2131(内線224・233)

健康 いちばん

標津町保健福祉センター
健康推進担当 ☎82-1515

いつ受ける？ 声かけしよう がん検診

(2020年度がん征圧スローガン)



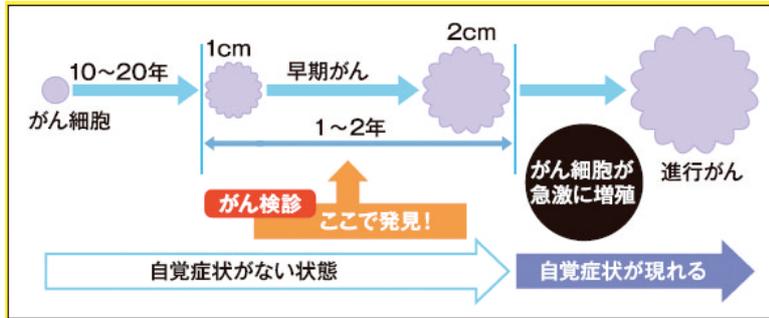
(厚生労働省 がん検診イメージキャラクター)

● 定期的にがん検診を受けましょう。

新型コロナウイルス感染症が気になって受診を控えている方はいませんか？

がんは2人に1人がかかると言われています。早期がんでは無症状の事がほとんどで、症状がなくても定期的ながん検診を受けることが早期発見・早期治療につながります。

一般的に早期発見ほど治りやすく、発見が遅れるほど治療が困難になります。新型コロナウイルス感染症は防いだけれど、がんが進行していたのでは本末転倒です。



● 新型コロナウイルス感染症対策実施中

医療機関や検診会場では、換気や消毒などできちっかり感染予防対策を行っています。

町のがん検診では、受付時間や受診者同士の間隔などの3密に配慮しています。受診時の注意事項を守って受診しましょう。

● どんな「がん検診」があるの？

胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮頸がんの5つのがんは、がん検診によって死亡率が低下することが科学的に証明されています。

<p>胃がん検診 胃X線検査 胃内視鏡検査</p> <p>対象年齢: 50歳以上 受診間隔: 2年に1回 ※当分の間、胃X線検査については40歳以上毎1回実施も可</p>	<p>大腸がん検診 便潜血検査</p> <p>対象年齢: 40歳以上 受診間隔: 年1回</p>	<p>肺がん検診 胸部レントゲン 喫煙者は併せて 喀痰検査</p> <p>対象年齢: 40歳以上 受診間隔: 年1回</p>	<p>乳がん検診 マンモグラフィ検査</p> <p>対象年齢: 40歳以上 受診間隔: 2年に1回</p>	<p>子宮頸がん検診 細胞診</p> <p>対象年齢: 20歳以上 受診間隔: 2年に1回</p>
--	---	---	--	--

※便潜血検査は、自宅で便を採取する検査です。

● どうしたら受けられるの？

・お勤めの方やそのご家族の方
↓
職場の健康診断や人間ドックでがん検診を実施している場合があります。お勤め先や加入している健康保険組合に確認をしましょう。

・それ以外の方、または職場や加入の医療保険でがん検診を実施していない方

↓
町民の方は、または本町が実施するがん検診を受けることができます。

● 本町のがん検診

費用は個人で受診する場合と比べ**半額以下**の料金となっております。(75歳以上では、更に半額となります)

また、がん検診と特定健診などが同日に受診できる日程で開催しています。
予約は通年受け付けていますので、ぜひご利用ください。

※図は公益社団法人日本対がん協会パンフレットより引用

問合せ先

保健福祉センター
☎82-1515

月 日	受付時間	特定健診	胃がん検診	肺がん検診	大腸がん検診	乳がん検診	子宮頸がん	会 場
6月5日(土)	6:00~11:00	●	●	●	●	/	/	川北生涯学習センター
6月6日(日)~7日(月)	6:00~11:00	●	●	●	●	/	/	保健福祉センター
7月1日(木)~28日(水) 土日祝日除く	14:00~15:00	/	/	/	/	●	/	町立中標津病院
8月31日(火)	6:00~11:30	●	●	●	●	●	●	保健福祉センター
	※子宮頸がんは8:30~11:00							
	※乳がんは6:00~11:30							
11月3日(水・祝)	6:00~11:00	●	●	●	●	/	/	
11月4日(木)~5日(金)	7:00~12:00	●	●	●	●	●	●	

令和3年度の特健健診・がん検診予定



図書館からのお知らせ

標津町図書館 ☎82-2074

👉今月のこの1冊！

●『天使と悪魔のシネマ』／小野寺史宜著

結婚を控えた地下鉄の運転士、酔って駅のホームに立つDV男…。運命の現場にやってくるのは天使か、悪魔か？容赦ない運命とぬくもりが同居する物語。「小説すばる」、「asta*」掲載に書き下ろしを加え単行本化。



ホームページの活用について

当館ホームページでは新着図書や取り扱いしている雑誌・新聞、今月のおすすめ本など、皆さまが図書館を快適にご利用しやすいよう情報を掲載しています。ぜひご活用ください。

＼クリック／

標津町図書館



今月のおすすめ新刊図書

●『トップアスリート

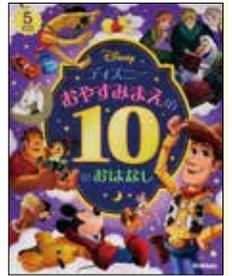
35人のメンタル術』

日本を代表する一流アスリート35人が発した珠玉の言葉90を心理学的に考察する。



●『ディズニーおやすみまへの10のおはなし』

ミッキー&フレンズ、ジャングル・ブック、アナと雪の女王、トイ・ストーリー…。10のディズニー人気作品のサイドストーリーを美しいカラーイラストとともに収録。



●『おだんごねこさま』

としよりの猫と、食べられないままひからびたお花見だんご。このまま死ぬのはいやだと思っていたら、かみなりが直撃！ ようかい「おだんごねこ」が誕生した！



親子交流館からのお知らせ

標津町地域子育て支援センター 親子交流館「おひさま」
☎82-2717 FAX 82-3010

4月の遊びの広場利用場所について

親子交流館「おひさま」は、月、水、金曜日に開催しています。下記のとおり開館していますので、お間違いのないようお願いいたします。たくさんのご家庭の利用をお待ちしています。

期 間	遊びの広場 (9:30~11:30)	地域交流 (12:30~15:30)
3/31~4/5 (月・水・金)	休 館	休 館
4/7~4/16 (月・水・金)	キラリ児童館	標津こども園
4/19 (月)	標津こども園	標津こども園
4/21~4/30 (月・水・金)	キラリ児童館	標津こども園

~こいのぼりをつくろう~

おひさまのお友達と一緒に色々な素材を使いながら、こいのぼりを作りませんか？

日 時 4月28日(水) 11時00分~

場 所 キラリ児童館

標津高齢者文芸誌「樹木」原稿を募集しています

令和3年発行の標津高齢者文芸誌「樹木」第26号の作品（原稿）を募集します。ふるって応募ください！※一般の方の投稿も歓迎します。掲載有無については実行委員会にお任せください。

応募点数 短歌・俳句・川柳5～10点、詩3点、
随筆など2編（1編当たり400字詰め原稿用紙4枚程度）、
各文化サークル・団体の活動写真4枚

注意事項

- 作品は応募種類ごとに原稿用紙を使用、楷書で書いてください。難読語・特殊な読みの語にはふりがなを付けてください。
- **作品には必ず、題名、住所、氏名、電話番号を付してください。**
- 活動写真は題名、日時、団体名を裏面または別紙に付してください。

申込期限 5月31日(月)

提出方法 送付または持参で提出してください。

提出先 標津町川北生涯学習センター内標津高齢者文芸誌「樹木」実行委員会
(標津町字川北基線12番地)

標津町生涯学習センターあすぱる(標津町南1条西5丁目5番3号)

問合せ先 標津高齢者文芸誌「樹木」実行委員会事務局・川北生涯学習センター内
☎85-2224

4月のごみ収集日

※5月初回の収集日も掲載しています。

一般廃棄物収集区域 (有料)	可燃ごみ	不燃ごみ 危険ごみ 粗大ごみ	資源ごみA 空缶・ペット、トレー 発泡・容器包装(プラ) びん・新聞・雑誌	資源ごみB 空缶・ペット・トレー 発泡・容器包装(プラ) 容器包装(紙)・紙・バック 段ボール
若草町・新川上町・川上町・栄町 緑町・曙町・弥栄町・伊茶仁	月・木	1日(木) 15日(木) 5月6日(木)	12日(月) 26日(月) 5月17日(月)	5日(月) 19日(月) 5月10日(月)
本町・鳩ヶ丘町・双葉町・望ヶ丘町 桜木町・住吉町・東浜町・茶志骨	火・金	2日(金) 16日(金) 5月7日(金)	13日(火) 27日(火) 5月18日(火)	6日(火) 20日(火) 5月11日(火)
忠類・浜古多糠・古多糠全域 薫別・崎無異・北標津・西北標津	月・木	1日(木) 15日(木) 5月6日(木)	14日(水) 28日(水) 5月19日(水)	7日(水) 21日(水) 5月12日(水)
川北全域	火・金	2日(金) 16日(金) 5月7日(金)	14日(水) 28日(水) 5月19日(水)	7日(水) 21日(水) 5月12日(水)

※粗大ごみの収集は収集の前日までに事前の申し込みが必要です。

※粗大ごみの申込先は、渡邊清掃㈱ ☎0120-79-3106へ。

5月の汲み取り実施地域

汲取月は各地区3カ月ごとに年4回設定しています。
便槽が満杯にならなくても汲取月には必ず汲み取っておく
など、余裕を持ってお申し込みください。

実施地域 伊茶仁、浜古多糠、崎無異、忠類、薫別

申込期限 4月24日(土)

申込先 渡邊清掃㈱ ☎0120-79-3106 ☎0153-82-2220

受付時間 8時30分～17時15分(日曜・祝日を除く)

町長の動静

(2月21日～3月20日)

【2月24日】 釧路市
釧路・根室広域地方税滞納整理機構第1回議会定例会ほか

【3月1日】
北海道標津高等学校第67回卒業証書授与式ほか

【3月2日】 中標津町
根室北部衛生組合議会定例会ほか

【3月5日】
第59回標津町交通安全指導員協議会通常総会

【3月7日】 中標津町
自衛隊入隊予定者激励会

【3月9日～16日】
第1回標津町議会定例会
予算審査特別委員会

【3月17日】 札幌市
第2回栽培漁業基金運営委員会ほか

<以上、主なもの>

北方領土に関する標語

絶やすまい
返還つなぐ
強い声



消防からのお知らせ

■ 春の火災予防運動を実施します

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的としています。

【統一標語】

『その火事を 防ぐあなたに 金メダル』

【実施期間】 4月20日(火)～4月30日(金)

住宅防火 いのちを守る7つのポイント

◆ 3つの習慣◆

- ①寝たばこは、絶対にしない。
- ②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用。
- ③ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず消火。

◆ 4つの対策◆

- ①逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報器を設置。
- ②寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐため、防火品を使用。
- ③火災を小さいうちに消すため、住宅用消火器などを設置。
- ④高齢者や身体の不自由な人を守るため、隣近所の協力体制を作る。

■ 飛沫防止用のシート設置時の注意

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の観点から、レジカウンターなどへ飛沫防止用のシート（以下「シート」）の設置が増えているところです。

そのような中、大阪府の商業施設において、ライターを購入した客が試しに点火し、シートに引火する火災が発生しています。シートの材質によっては、燃えやすいものもありますので設置には注意が必要です。

◆ 設置時の注意事項

- ・火気使用設備(器具)、白熱電球などの熱源となるものから距離をとって設置。
- ・必要に応じ、難燃性または不燃性のシートの使用を検討。
- ・災害などの発生に備え、避難の支障が生じないように設置。
- ・設置されている消防用設備等の機能に、支障が生じないように設置。

※消防用設備等に支障が生じるか判断が難しい場合は、下記問合せ先へご相談ください。

問合せ 標津消防署予防係 ☎82-2319

戸籍の窓口から

(2月11日～3月10日届け出分)

お誕生おめでとう！

南 泰然^{たいぜん}くん(弥栄町) 泰山・茜

おくやみ申し上げます

佐藤 俊治さん(新川上町) 40歳
島崎知栄子さん(若草町) 72歳

※ご家族の了承を得て掲載しています。

寄付・寄贈ありがとうございました

(1月11日～2月10日受納分)

● 社会福祉協議会に――

- 佐藤 由美さん
- 葛西 利光さん(中標津町)

● はまなす苑に――

- 布袋嘉津子さん ○岩倉 信子さん
- 林 裕子さん ○池田美代子さん
- 葛西 利光さん(中標津町)
- 笹木 利弘さん(釧路市)

※ご本人・団体の了承を得て掲載しています。

ふるさと応援寄付金をいただき、ありがとうございました

- 鈴木 遥奈さん(札幌市)
- 源田 真宏さん(栃木県足利市)
- 來内 雄さん(埼玉県松伏町)
- 窪 真理子さん(埼玉県狭山市)
- 高橋 厚さん(千葉県柏市)
- 田中 寿和さん(千葉県成田市)
- 淡島 凧沙さん(千葉県千葉市)
- 石村 智さん(東京都葛飾区)
- 森田雄一郎さん(東京都北区)
- 渡邊 享佑さん(神奈川県藤沢市)
- 斎藤 健市さん(神奈川県横浜市)
- 都倉 竜麻さん(愛知県岡崎市)
- 足立 経彦さん(京都府与謝野町)
- 濱本 英行さん(大阪府枚方市)
- ネーロードマイケルさん(大阪府貝塚市)
- 井上 卓也さん(兵庫県西宮市)
- 井田 康夫さん(兵庫県川西市)
- 中奥 斎さん(広島県福山市)
- 定村 浩人さん(福岡県香春町)

※ご本人の了承を得て掲載しています。

その他345件の寄付をいただいています。

寄付金は、その目的を達成するために有効に活用させていただきます。

☆☆☆ 郷土(標津町)の活性化を 町民の力で ☆☆☆
まちが変わります。 変えましょう!!

地元で買おう 地元を使おう
地元で食べよう
「地産地消」の心で!!

生き生き標高郷土の標・地域で育てる
標津高校
標高の存続は町民みんなの願い!!

国民年金は、
あなたが主人公です



こんなときは手続きを…

【加入や種別変更などの届出】

	こんなとき	変更後の被保険者の種別	届出先
20歳になった方	学生、自営業、無職などである	第1号被保険者	役場または年金事務所
	厚生年金保険に加入している配偶者に扶養されている	第3号被保険者	配偶者のお勤め先
第1号被保険者の方	就職して厚生年金保険に加入した	第2号被保険者	お勤め先
	結婚や収入減少などで厚生年金保険に加入している配偶者に扶養されるようになった	第3号被保険者	配偶者のお勤め先
第2号被保険者の方	お勤め先を退職した	第1号被保険者	役場または年金事務所
	退職して厚生年金保険に加入している配偶者に扶養されるようになった	第3号被保険者	配偶者のお勤め先
第3号被保険者の方	収入増加や離婚などで配偶者に扶養されなくなった	第1号被保険者	役場または年金事務所
	配偶者が厚生年金保険に加入していた勤務先を退職した		
	配偶者が65歳になり第2号被保険者ではなくなった	第2号被保険者	お勤め先
	就職して厚生年金保険に加入した		
	配偶者の転職などで加入する厚生年金保険の種類が変わった		

【国民年金保険料学生納付特例の申請について】

学生納付特例制度により、令和2年度に保険料納付を猶予されている方で、令和3年度も引き続き在学予定の方へ、3月末に基礎年金番号などが印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書が送付されています。同一の学校に在籍している方は、このハガキに必要事項を記入して返送することで、令和3年度の申請ができます。(この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です)

なお、令和3年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望する場合は、納付書を作成、送付しますので、お近くの年金事務所（釧路年金事務所 ☎0154-61-6000）へお問い合わせください。

【年金相談は完全予約制です！】

毎月、中標津町役場で開設される「年金出張相談所」を利用される方は、相談日の10日前までに予約が必要です。

予約申込先 釧路年金事務所
お客様相談室 ☎0154-61-6000

5月の
年金出張
相談所
開設日

日時：11日(火)13時～16時30分

12日(水)9時～13時30分

場所：中標津町役場

ご本人や配偶者の年金記号番号、加入期間などを調べてお出かけください。

★相談・お問い合わせはお気軽に住民生活課国民年金担当へ

新入学児童を交通事故から守ろう!

登下校時の道路横断に注意と譲り合い
通学路では笑顔で挨拶を心がけよう



損害保険トータルプランナー
遠藤損害保険事務所
代表 遠藤 幸男<標津町南3条西2丁目>
Tel:0153-82-3330
Mail:yukioend@mint.ocn.ne.jp



HONDA 耕うん機・発電機展示中!!

畑づくり

点検・修理承り中!



ツインカム エムワイ
Twin Cam M.Y.

標津町川北本通29-1

☎(0153) 85-3822

標津病院医師紹介



この度、標津病院に藤本京子
医師（内科）の後任として矢野
千葉医師が着任しました。どう
ぞよろしくお願いいたします。

任期

令和3年4月1日～9月30日

問合先

標津病院 ☎82-2111



町では、ツイッターを通じて情
報の発信を行っており、イベント
情報など、防災行政無線の放送
内容が随時更新されています。

URL https://twitter.com/shibetsu_town

令和2年国勢調査速報

令和2年10月1日現在で実施した国勢調査の速報をお
知らせします。調査に当たっては、皆さまのご協力をいた
だきありがとうございました。

	令和2年	平成27年	比較	増減率
	【A】	【B】	【C】 ※A-B	※C/B×100
人口	5,025人	5,243人	△218人	△4.16%
世帯数	2,205世帯	2,169世帯	36世帯	1.66%

※令和2年国勢調査の速報値を基に集計しています。

前回の平成27年国勢調査と比較した人口減少の要因と
しては、次のようなことが考えられます。

人口について住民基本台帳で比較すると、5年前と比べ
て277人減少となりました。出生と死亡でみる「自然増減」
は、平成17年以降、出生者数が死亡者数を下回っている
ほか、転入・転出でみる「社会増減」についても転入者が
転出者を下回っており、毎年減少しています。

しかし、平成26年度から実践している『人口減少時代
に挑戦する政策パッケージ』による対策を講じたことで、
平成30年の社人研推計よりも人口減少が緩やかになって
います。

—標津町国勢調査実施本部—

令和3年度陸・海・空自衛官募集中

募集種目	応募資格	受付締切	試験等期日
幹部候補生(一般) 大卒程度試験	22歳以上 26歳未満	4/28	1次: 5/8・9
一般曹候補生	18歳以上 33歳未満	①一般 5/11 ②高校生・一般 7/1~9/6	1次: ①5/22 1次: ②9/16、17
自衛官候補生		通年受付	受付時に通知
予備自衛官(一般)	18歳以上 34歳未満	①4/9 ②7/1~9/17	①4/17 ②10/2
予備自衛官(技術)	18歳以上		

詳しくは、ホームページ (<https://www.mod.go.jp/pco/obihiro/>) をご覧いただくか、
下記へお問い合わせください。

問合先 自衛隊帯広地方協力本部 中標津地域事務所 ☎0153-72-0120

山・森林のことなら、森林組合まで!!

【各種造林(植栽、間伐、皆伐)、木の伐採作業】
【取扱販売商品例】

- ・ 割り薪(生)35 cm、樹種ナラ 12,100/m³(税込)
別途送料 2,000 円(配送は町内限定)
- ・ キノコ駒菌、ホダ木、緑化木 等

標津町森林組合

標津町北2条西1丁目1-3 役場農林課内
TEL 82-2131

入学・進学・就職などの
お祝い返しに標津漁協を
ぜひご利用ください!!

標 標津漁業協同組合 直売所
お問い合わせ TEL 0153-82-2035

妊婦健康診査費などの助成について

町では、妊婦の健康管理の充実および経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができるよう支援します。「妊婦一般健康診査受診票（14回分）」、「超音波検査受診票（11回分）」、「新生児聴覚検査受診票（1回分）」、「産婦健康診査受診票（2回分）」を交付します。（転入された妊婦の方は随時ご相談ください）

なお、「妊婦一般健康診査」の結果、医師が精密健康診査を要すると認めた場合、妊娠期間中1回のみ「妊婦精密健康診査受診票」の交付を受けることができます。該当する方は、精密健診を受ける前に申請が必要です。

また、妊婦の健康相談も行っています。医療機関を受診し出産予定日が確定した方は、お早めに保健福祉センターへご連絡ください。

交付時期

妊娠届出時と妊娠26～27週頃の2回（予約制）

持ち物

マイナンバーカードまたは通知カード

運転免許証または健康保険証など本人確認書類

その他

妊婦精密健康診査受診票の交付は随時ご連絡ください。

問合せ・予約先

保健福祉センター健康推進担当

☎82-1515（内線514）

お持ちの固定資産について縦覧帳簿の縦覧と固定資産税台帳（名寄帳）の閲覧ができます

縦覧帳簿の縦覧

固定資産（土地・家屋）の納税義務者などが、自己の所有する固定資産と他の固定資産の評価額を比較して、自己資産の評価額が適正かどうか確認するため、次のとおり縦覧ができます。

期間 5月31日(月)まで（土日・祝日を除く）
8時30分～17時15分

固定資産課税台帳の閲覧

固定資産税に関わる固定資産（土地・家屋・償却資産）の価格などが記載された固定資産課税台帳（名寄帳）登録事項を確認するため、次のとおり閲覧ができます。

期間 通年（土日・祝日、年末年始を除く）
8時30分～17時15分

共通事項

場所 税務課

持ち物 来庁者の本人確認ができるもの
（運転免許証など）

※代理人の場合は、併せて委任状をご持参ください。

問合せ先 税務課（内線108・119）

福祉

社会福祉活動に対する助成を行っています

町では社会福祉基金の利子を利用して、次のとおり助成を行っています。

申込締切は設けていますが、新規申請は随時受け付けますので、保健福祉センターへご相談ください。

※前年度から継続して申請される場合は、今回の締切までに申請してください。

助成対象

社会福祉活動に取り組む民間のグループ・団体

対象事業

次の事項に関わる調査、研究、実践活動

- ・在宅福祉の普及向上
- ・健康・いきがいづくりの普及、向上
- ・ボランティア活動の振興
- ・地域福祉の向上、発展

助成金額

助成対象経費の75%以内
（限度額50万円）

※予算の範囲内での助成となるため申請状況によっては助成額を調整することがあります。

申込締切 4月20日(火)

申込・問合せ

保健福祉センター社会福祉担当 ☎82-1515(内線531)

各種手当額の改定について

本年4月1日から特別児童扶養手当および特別障害者手当の額を次のとおり改定しました。

支給区分	支給月額
特別児童扶養手当 1級	52,500円
// 2級	34,970円
障害児福祉手当	14,880円
特別障害者手当	27,350円
経過的福祉手当	14,880円

※障がいの程度などにより決定されます。

問合せ先

保健福祉センター社会福祉担当
☎82-1515（内線531）

◆◆町民農園の利用者を募集しています◆◆

町では、町民の皆さまのうおいある生活の一端を担う場として、町民農園を開園しています。野菜づくりを通じて、自然の恵みの大切さや農業の大切さなどへの理解を深めませんか。

- 募集期間** 4月1日(木)～4月16日(金)
- 農園場所** 標津町北1条西4丁目1番1号
- 金額** 3,000円(年額)
- 利用条件** 標津町在住の世帯の方(1世帯1区画)
町税などを滞納していない方
※利用区画の転貸、収穫した野菜の販売は禁止しています。
- 利用期間** 5月下旬～11月末(予定)
- 応募方法** 印鑑を持参の上、農林課窓口へお越しください。
- 問合せ先** 農林課農政担当(内線214・213)

建築物の新設などには確認申請が必要な場合があります

建築物の新築や、既存の住宅などのある敷地内で10㎡を超える増築などをしようとする際は、確認申請が必要な場合があります。詳しくは当該建物を建築する建設業者、設計者もしくは下記問合せ先へご連絡ください。

また、詳しくは町ホームページの建築確認申請資料欄「標津町における建築物の確認申請について」に掲載していますので、併せてご覧ください。

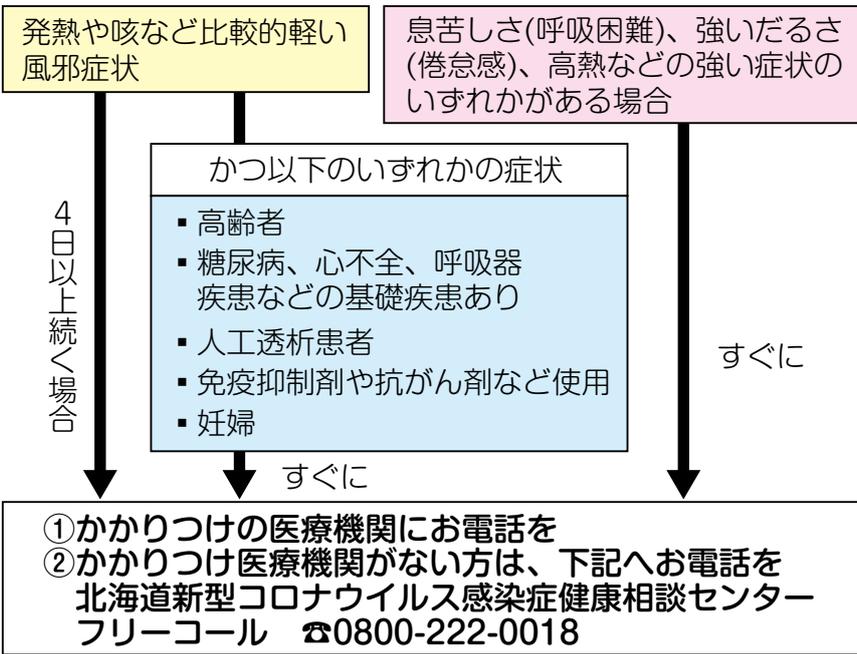
町ウェブサイト確認申請資料ページ

https://www.shibetsutown.jp/kurashi/sumai/house/kenchiku_reform/kakunin

- 問合せ先** 役場建設水道課建築担当(内線224)
根室振興局産業振興部建設指導課建築住宅係
☎0153-23-6832



新型コロナウイルス感染症の新しい相談・受診の流れ



スポーツ

4月のスポーツ

- 1日(水)～10月末**
さわやか体操会スタート
〔6時30分～ 図書館前〕
 - 9日(金)、14日(水)、21日(水)、26日(月)、30日(金)**
子ども元気アップ大作戦
〔各こども園〕
 - 11日(日)**
第39回管内小学生卓球大会
〔9時～ 総合体育館〕
 - 14日(水)、16日(金)、21日(水)、23日(金)、28日(水)、30日(金)**
ウォーキング広場
〔18時30分～ 町内〕
 - 19日(月)、26日(月)**
スポーツ体験教室
〔16時～ 総合体育館〕
 - 24日(土)**
日ハム少年野球教室
〔9時～ 町営球場〕
- <以上、主な大会、教室など>

相談

乳幼児健康相談日程



4月15日(木)
会場：ひまわり

4カ月 6～7カ月 9～10カ月 12～13カ月 2歳児	感染予防対策のため、時間予約制としています。対象児以外でご希望の方は事前にお問い合わせください。
--	--

問合せ先

保健福祉センター
健康推進担当
☎82-1515(内線512)

新型コロナウイルス感染症の影響により、各事業の日程などは変更となることがあります。最新情報は町ホームページ、ツイッター、防災無線などでお知らせします。

まちの声

415

なんでも興味津々

たつしま 立島 ゆうじ 裕二さん (北川北)
標津町役場



今から35年前、巷では少年隊の仮面舞踏会が流行っていた昭和61年の春、私はひとりの標津へやって来ました。釧路で生まれ育った私が学校卒業とともに標津へ、同級生は皆西へ南へと旅立っていく中、私だけ東へ：ホント変わり者なんです。そんな変わり者の私が初めて足を踏み入れた標津、そこにマニア心をくすぐる興味津々を発見するのにその時間はかかりませんでした。標津の何処に興味津々？何が？と思われる方、これがマニアックで変わり者の私にはピン

とくるものがあるんです。私の好きな二つの興味津々、今回皆さんへ紹介したいと思えます。

興味津々その一、昭和61年当時こんな街中に鉄道が！密かに鉄道マニアを嗜む私にはまさに幸せのひと言。しかも標津へきて住んだ寮から徒歩5分の距離に！夢のような世界です。

残念ながら三年後の平成元年には廃線となってしまうましたが、今でも「さよなら標津線」の盛大なセレモニーと走り去る国鉄色車両の姿が忘れられません。現在、旧駅跡にはSL&転車台が復元されてノスタルジーに浸れます。

そして興味津々その二、冬が寒い！さらに海一面が流水で覆われた時のスツと張り詰めた空気の朝、奮い立ちますよね！。眠気なんて一瞬で吹き飛ばしてしまします。

流水の接岸を標津で初めて体験した朝のこと、外へ出た時「あれ？何かいつもと違う・・・」そう思ったんです。何か決定的に違うこと、それは「音」がしない！音って何？と思いますよね、そう！普段無意識に聞いていて気付かない波の音が聞こえないんです。冷たい空気と静まり返った海の街：こんな情景、どこか唄の歌詞みたいじゃないですか。

些細な興味津々を探して三五年、住まいを標津から北川北へ移してもアレやコレや興味が残らない毎日。地域の人々の温かい声と優しい気遣いに感謝し支えられながら、マニアックな私の「興味津々探し」という挑戦は続きます。

次の「まちの声」は西山武志さん(若草町)です。

人のうごき

■令和3年2月末日現在 (前月比)

人口	5,120人(4人)
男	2,489人(3人)
女	2,631人(1人)
世帯数	2,368世帯(-1世帯)

人口前月比の内訳

	増	減	比較
転入	14人	転出 11人	3人
出生	2人	死亡 2人	0人
その他	1人	その他 0人	1人
計	17人	計 13人	4人

※今月号より外国人を含む人口・世帯数を掲載します。

5月の運転免許更新時講習会

優良運転者で、更新手続きを終了した方のみ受講できます。

- 日時 5月11日(火) 13時30分～
- 場所 生涯学習センターあすばる
- 問合せ 住民生活課

標津町民憲章

(昭和46年11月3日制定)

- 健康で働き楽しい家庭をつくりましょう。
- 自然を愛し美しい郷土をつくりましょう。
- たがいに助け合い暖かい社会をつくりましょう。
- 心を豊かにし文化を高めましょう。
- 子どもの夢を育て平和な町をつくりましょう。

町内の交通事故

■令和3年2月1日～2月28日 (今年の累計)

人身事故	0件(0件)
負傷者	0件(0件)
死亡者	0件(0件)
物損事故	10件(16件)



▽今年の冬はマスクの着用やまめな手洗い、手指の消毒のおかげで数年ぶりに風邪やインフルエンザに罹患しませんでした。

▽新型コロナウイルス感染症予防がこんなところで生かされるとは。(S)

▽この冬は飲み物を魔法瓶で保温することを覚え、お茶をよく飲みました。メントイールを温かくして飲むのがお気に入り。これから暑くなってきましたが、魔法瓶は冷たい物にも使えるはずなので、快適な飲み物生活が送れます。(K)